

⑥

令和6年

市議会 2月定例会議案  
(その4)

静岡市



## 目 次

議案番号	件 目	頁
議案第 32 号	令和6年度静岡市一般会計予算	6
議案第 33 号	令和6年度静岡市電気事業経営記念基金会計予算	24
議案第 34 号	令和6年度静岡市土地区画整理清算金会計予算	26
議案第 35 号	令和6年度静岡市公共用地取得事業会計予算	28
議案第 36 号	令和6年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計予算	31
議案第 37 号	令和6年度静岡市公債管理事業会計予算	33
議案第 38 号	令和6年度静岡市競輪事業会計予算	35
議案第 39 号	令和6年度静岡市国民健康保険事業会計予算	38
議案第 40 号	令和6年度静岡市駐車場事業会計予算	43
議案第 41 号	令和6年度静岡市介護保険事業会計予算	45
議案第 42 号	令和6年度静岡市介護保険サービス会計予算	49
議案第 43 号	令和6年度静岡市中央卸売市場事業会計予算	51
議案第 44 号	令和6年度静岡市後期高齢者医療事業会計予算	54
議案第 45 号	令和6年度静岡市立静岡病院事業債管理事業会計予算	56
議案第 46 号	令和6年度静岡市簡易水道事業会計予算	60
議案第 47 号	令和6年度静岡市病院事業会計予算	63
議案第 48 号	令和6年度静岡市農業集落排水事業会計予算	67
議案第 49 号	令和6年度静岡市水道事業会計予算	71
議案第 50 号	令和6年度静岡市下水道事業会計予算	75
議案第 51 号	静岡市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について	79
議案第 52 号	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について	83
議案第 53 号	静岡市附属機関設置条例の一部改正について	85
議案第 54 号	静岡市職員定数条例の一部改正について	90
議案第 55 号	静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	91
議案第 56 号	静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金条例の一部改正について	93
議案第 57 号	静岡市手数料条例の一部改正について	94
議案第 58 号	静岡市国民健康保険条例の一部改正について	103
議案第 59 号	静岡市介護保険条例の一部改正について	106

議案第 60 号	静岡市犯罪等に強いまちづくり条例の一部改正について	108
議案第 61 号	静岡市児童福祉法施行条例の一部改正について	109
議案第 62 号	静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部改正について	110
議案第 63 号	静岡市都市公園条例の一部改正について	111
議案第 64 号	静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正について	112
議案第 65 号	静岡市道路占用料条例の一部改正について	113
議案第 66 号	静岡市適応指導教室条例の一部改正について	119
議案第 67 号	静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	121
議案第 68 号	静岡市下水道条例の一部改正について	122
議案第 69 号	静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止について	123
議案第 70 号	静岡市浜石野外センター条例の廃止について	124
議案第 71 号	静岡市民文化会館及び静岡市民文化会館前駐車場の指定管理者の指定について	125
議案第 72 号	静岡市生涯学習センター、静岡市南部勤労者福祉センター及び静岡市小鹿老人福祉センターの指定管理者の指定について	129
議案第 73 号	静岡市船越生涯学習交流館の指定管理者の指定について	132
議案第 74 号	静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	133
議案第 75 号	静岡市産学交流センター及び静岡市清水産業・情報プラザの指定管理者の指定について	134
議案第 76 号	港湾会館清水日の出センターの指定管理者の指定について	136
議案第 77 号	静岡市あさはた緑地交流広場の指定管理者の指定について	138
議案第 78 号	包括外部監査契約の締結について	139
議案第 79 号	字の区域の変更について	140

# 一 般 会 計

## 令和6年度静岡市一般会計予算

令和6年度静岡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ353,460,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

(市債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 市債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		138,400,000
	1 市 民 税	62,545,000
	2 固 定 資 産 税	54,237,000
	3 軽 自 動 車 税	1,963,000
	4 市 た ば こ 税	4,564,000
	5 鉱 産 税	79
	6 入 湯 税	38,921
	7 事 業 所 税	4,275,000
	8 都 市 計 画 税	10,777,000
2 地 方 譲 与 税		2,547,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	842,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	1,186,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	353,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	128,000
5 石 油 ガ ス 譲 与 税	38,000	
3 利 子 割 交 付 金		52,000
	1 利 子 割 交 付 金	52,000
4 配 当 割 交 付 金		656,000
	1 配 当 割 交 付 金	656,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		894,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	894,000
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金		140,000
	1 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	140,000
7 法 人 事 業 税 交 付 金		1,836,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	1,836,000
8 地 方 消 費 税 交 付 金		17,896,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	17,896,000
9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		24,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	24,000
10 環 境 性 能 割 交 付 金		520,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	520,000
11 軽 油 引 取 税 交 付 金		6,135,000
	1 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,135,000

		千円
12	地方特例交付金	4,926,000
	1 地方特例交付金	4,886,000
	2 新型コロナウイルス 感染症対策地方税減収 補填特別交付金	40,000
13	地方交付税	27,900,000
	1 地方交付税	27,900,000
14	交通安全対策特別交付金	321,600
	1 交通安全対策特別交付金	321,600
15	分担金及び負担金	764,280
	1 負担金	757,155
	2 分担金	7,125
16	使用料及び手数料	8,377,191
	1 使用料	6,294,799
	2 手数料	2,082,392
17	国庫支出金	63,762,085
	1 国庫負担金	52,711,866
	2 国庫補助金	10,809,124
	3 国庫委託金	241,095
18	県支出金	20,911,641
	1 県負担金	14,599,689
	2 県補助金	5,050,049
	3 県委託金	1,261,903
19	財産収入	342,088
	1 財産運用収入	233,334
	2 財産売払収入	108,754
20	寄附金	2,755,000
	1 寄附金	2,755,000
21	繰入金	11,019,090
	1 基金繰入金	10,720,624
	2 特別会計繰入金	298,466
22	繰越金	1,500,000
	1 繰越金	1,500,000
23	諸収入	8,218,625
	1 延滞金及び加算金	62,000
	2 預金利子	3,639
	3 貸付金元利収入	362,559
	4 受託事業収入	2,461,444
	5 収益事業収入	2,200,000
	6 雑収入	3,128,983
24	市債	33,562,400
	1 市債	33,562,400
<b>歳入合計</b>		<b>353,460,000</b>



**歳 出**

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,012,174
	1 議 会 費	1,012,174
2 総 務 費		34,070,053
	1 総 務 管 理 費	21,577,993
	2 企 画 費	7,857,078
	3 徴 税 費	2,500,699
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1,439,260
	5 選 挙 費	402,159
	6 統 計 調 査 費	61,765
	7 人 事 委 員 会 費	107,182
	8 監 査 委 員 費	123,917
3 民 生 費		123,551,188
	1 社 会 福 祉 費	29,137,093
	2 児 童 福 祉 費	57,564,527
	3 生 活 保 護 費	16,925,663
	4 災 害 救 助 費	3,900
	5 国 民 健 康 保 険 費	5,235,800
	6 介 護 保 険 費	12,395,805
	7 介 護 保 険 サ ー ビ ス 費	67,900
	8 後 期 高 齢 者 医 療 費	2,220,500
4 衛 生 費		36,284,063
	1 保 健 衛 生 費	6,886,296
	2 保 健 予 防 費	8,742,671
	3 健 康 対 策 費	4,284,458
	4 生 活 衛 生 費	99,931
	5 清 掃 費	10,945,561
	6 簡 易 水 道 費	167,000
	7 病 院 費	4,990,694
	8 水 道 費	167,452
5 労 働 費		550,548
	1 労 働 費	550,548
6 農 林 水 産 業 費		4,092,349
	1 農 業 費	1,348,119
	2 林 業 費	1,404,072
	3 水 産 業 費	333,983
	4 山 間 地 振 興 費	688,775
	5 農 業 集 落 排 水 費	317,400

		千円
7	商 工 費	6,185,112
	1 商 工 費	3,251,694
	2 観 光 費	1,638,767
	3 港 湾 費	1,164,351
	4 中 央 卸 売 市 場 費	130,300
8	土 木 費	43,030,337
	1 土 木 管 理 費	672,806
	2 道 路 橋 り ょ う 費	20,122,740
	3 河 川 費	2,246,058
	4 都 市 計 画 費	9,175,962
	5 住 宅 費	2,350,545
	6 動 物 園 費	762,226
	7 下 水 道 費	7,700,000
9	消 防 費	12,477,320
	1 消 防 費	12,477,320
10	教 育 費	48,619,715
	1 教 育 総 務 費	6,255,906
	2 小 学 校 費	18,994,184
	3 中 学 校 費	12,052,898
	4 高 等 学 校 費	1,770,973
	5 社 会 教 育 費	3,559,933
	6 保 健 体 育 費	5,985,821
11	災 害 復 旧 費	5,976,829
	1 衛 生 施 設 災 害 復 旧 費	4,766
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,832,500
	3 商 工 施 設 災 害 復 旧 費	20,000
	4 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,888,263
	5 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	231,300
12	公 債 費	37,067,000
	1 公 債 費	37,067,000
13	諸 支 出 金	43,312
	1 財 産 費	43,312
14	予 備 費	500,000
	1 予 備 費	500,000
<b>歳 出 合 計</b>		353,460,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
4	1	保健衛生費 環境保健研究所 建設費	1,783,800	令和5年度	715,100	
				令和6年度	1,068,700	
	5	清掃費 最終処分場 整備費	6,844,100	令和5年度	311,200	
				令和6年度	966,800	
				令和7年度	3,027,800	
				令和8年度	2,538,300	
			清水ストック ヤード建設費	1,298,000	令和6年度	889,000
					令和7年度	409,000
10	3	中学校費 仮称蒲原小中学校 改修費	50,000	令和5年度	40,000	
				令和6年度	10,000	
			中学校費 仮称蒲原小中学校 建設費	3,185,000	令和6年度	599,600
					令和7年度	2,585,400

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持事業等費 ( 公 共 持 事 業 等 )	220,000
		道路改良事業等費 ( 公 共 良 事 業 等 )	400,000
		交通安全施設整備事業等費 ( 公 共 設 事 業 等 )	100,000
		橋りょう整備事業等費 ( 公 共 整 事 業 等 )	300,000
	4 都市計画費	街路整備事業等費 ( 公 共 整 事 業 等 )	120,000
11 災害復旧費	2 農林水産施設 災害復旧費	公共災害復旧事業費 ( 公 共 農 業 復 用 施 設 )	780,000
		単独災害復旧事業費 ( 農 業 復 用 施 設 )	10,000
		公共災害復旧事業費 ( 公 共 農 地 )	140,000
		公共災害復旧事業費 ( 公 共 林 道 )	500,000
		単独災害復旧事業費 ( 農 業 林 道 )	290,000
		公共災害復旧事業費 ( 公 共 漁 港 )	90,000
		単独災害復旧事業費 ( 農 業 漁 港 )	10,000
	4 土木施設 災害復旧費	公共災害復旧事業費 ( 公 共 道 路 橋 り ょう )	2,000,000
		単独災害復旧事業費 ( 道 路 橋 り ょう )	597,800
		公共災害復旧事業費 ( 公 共 河 川 )	500,000
		単独災害復旧事業費 ( 河 川 )	500,000

#### 第4表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
静岡市土地開発公社借入金 に対する債務保証 (土地開発公社) (事業資金)	令和6年度	静岡市土地開発公社が、静岡市の承認を得て、令和6年度に事業資金として金融機関から <b>4,000,000</b> 千円(ただし、過年度事業資金借入金残高を含む。)及びその利子相当額の範囲内で借り入れる場合、当該金融機関に対し、借入金額に相当する額を限度として債務保証する。
ふるさと寄附金 管理業務経費 (その2)	自 令和7年度 至 令和8年度	令和7年度から令和8年度の各年度における返礼品の調達、配送に要する額及び各年度の寄附額の合計額に100分の8を乗じて得た額(消費税及び地方消費税を含む)に相当する額。  令和6年度にふるさと寄附金管理等業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降2年間で支払う。
静岡市民文化会館再整備事業 (その2)	自 令和7年度 至 令和9年度	<b>12,272,000</b> 千円  令和6年度に静岡市民文化会館再整備工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降3年間で支払う。
長沼遺跡発掘調査業務経費	令和7年度	<b>69,000</b> 千円  令和6年度に長沼遺跡発掘調査業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和7年度に支払う。
総合行政ネットワーク用ファイアウォール及び周辺機器設置費	自 令和7年度 至 令和11年度	<b>79,500</b> 千円  令和6年度に総合行政ネットワーク用ファイアウォール及び周辺機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降5年間で支払う。
市政総合ネットワークパソコン機器設置費 (令和6年度分)	自 令和7年度 至 令和11年度	<b>145,600</b> 千円  令和6年度に市政総合ネットワークパソコン機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降5年間で支払う。
住民記録システム・共通基盤システム機器等設置費	自 令和7年度 至 令和11年度	<b>210,900</b> 千円  令和6年度に住民記録システム・共通基盤システム機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降5年間で支払う。
高部生涯学習交流館建設工事設計業務経費	令和7年度	<b>41,000</b> 千円  令和6年度に高部生涯学習交流館建設工事設計業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
お知らせセンター運営	自 令和7年度 至 令和9年度	<b>21,300</b> 千円  令和6年度にお知らせセンター運営業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度以降3年間で支払う。

軽自動車税納税通知書作成業務経費	令和7年度	5,900千円 令和6年度に軽自動車税納税通知書作成等業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
個人市・県民税納税通知書作成業務経費	令和7年度	11,500千円 令和6年度に個人市・県民税納税通知書作成等業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
固定資産税・都市計画税納税通知書作成業務経費	令和7年度	13,400千円 令和6年度に固定資産税・都市計画税納税通知書作成等業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
固定資産税路線価付設業務経費	自令和7年度 至令和8年度	32,600千円 令和6年度に固定資産税路線価付設業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降2年間で支払う。
住民基本台帳ネットワークシステム機器設置費	自令和7年度 至令和11年度	10,780千円 令和6年度に住民基本台帳ネットワークシステム機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降5年間で支払う。
戸籍システム機器等設置費	自令和7年度 至令和11年度	6,608千円 令和6年度に戸籍システム機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降5年間で支払う。
市議会議員選挙ポスター掲設置経費	令和7年度	46,100千円 令和6年度に市議会議員選挙ポスター掲設置業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
福祉システム機器等設置費（福祉端末分）（令和6年度分）	自令和7年度 至令和11年度	24,300千円 令和6年度に福祉システム機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降5年間で支払う。
福祉システム機器等設置費（介護端末分）（令和6年度分）	自令和7年度 至令和11年度	145,800千円 令和6年度に福祉システム機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降5年間で支払う。
後期高齢者医療制度健康診査受診券封入封緘等業務経費	令和7年度	5,800千円 令和6年度に後期高齢者医療制度健康診査受診券封入封緘等業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器等設置費	自令和7年度 至令和11年度	21,460千円 令和6年度に後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降5年間で支払う。

国 標 導 入 業 務 シ ス テ ム 年 経 金 ム 費	令 和 7 年 度	88,800千円 令和6年度に国民年金標準システム導入業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
児 童 ク ラ ブ 運 営 業 務 経 費	令 和 7 年 度	456,400千円 令和6年度に児童クラブ運営業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和7年度に支払う。
児 童 福 祉 施 設 整 備 等 補 助 金 ( 静 岡 ホ ー ム )	令 和 7 年 度	268,400千円 令和6年度に児童福祉施設整備等補助金を交付決定し、その金額の一部を令和7年度に交付する。
東 豊 田 中 央 こ ど も 園 仮 設 園 舎 設 置 費	自 令 和 7 年 度 至 令 和 9 年 度	110,000千円 令和6年度に東豊田中央こども園仮設園舎賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降3年間で支払う。
静 岡 看 護 専 門 学 校 教 育 機 器 設 置 費	自 令 和 7 年 度 至 令 和 11 年 度	15,960千円 令和6年度に静岡看護専門学校教育機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降5年間で支払う。
清 水 看 護 専 門 学 校 教 育 機 器 設 置 費	自 令 和 7 年 度 至 令 和 11 年 度	15,960千円 令和6年度に清水看護専門学校教育機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降5年間で支払う。
沼 上 清 掃 工 場 排 水 処 理 設 備 制 御 盤 等 改 修 事 業 費	令 和 7 年 度	203,000千円 令和6年度に沼上清掃工場排水処理設備制御盤等修繕契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
こ ど も ク リ エ イ テ ィ ブ タ ウ ン O A 機 器 等 設 置 費	自 令 和 7 年 度 至 令 和 11 年 度	8,250千円 令和6年度にこどもクリエイティブタウンOA機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降5年間で支払う。
産 学 交 流 セ ン タ ー O A 機 器 等 設 置 費	自 令 和 7 年 度 至 令 和 11 年 度	26,500千円 令和6年度に産学交流センターOA機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降5年間で支払う。
企 業 立 地 促 進 事 業 補 助 金 ( 令 和 6 年 度 の 1 )	自 令 和 7 年 度 至 令 和 9 年 度	120,000千円 令和6年度に企業立地促進事業補助金を交付決定し、その金額の一部を令和7年度以降3年間で交付する。
企 業 立 地 促 進 事 業 補 助 金 ( 令 和 6 年 度 の 2 )	自 令 和 7 年 度 至 令 和 13 年 度	343,000千円 令和6年度に企業立地促進事業補助金を交付決定し、その金額の一部を令和7年度以降7年間で交付する。

企業立地促進事業補助金（令和6年度の3）	自令和7年度 至令和10年度	令和6年度に企業立地促進事業補助金を交付決定し、その金額の一部を令和7年度以降4年間で交付する。 <b>173,208</b> 千円
第69回静岡まつり補助金	令和7年度	令和6年度に第69回静岡まつり補助金を交付決定し、その金額を令和7年度に交付する。 <b>68,282</b> 千円
ふれあい健康増進館ゆ・ら・ら入退館システム機器等設置費	自令和7年度 至令和11年度	令和6年度にふれあい健康増進館ゆ・ら・ら入退館システム機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降5年間で支払う。 <b>6,680</b> 千円
国道362号（相俣）道路自然災害防除事業費	令和7年度	令和6年度に国道362号（相俣）道路自然災害防除工事請負契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。 <b>50,000</b> 千円
国道150号新日本坂トンネル放送設備事業費	令和7年度	令和6年度に国道150号新日本坂トンネルラジオ再放送設備整備工事請負契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。 <b>150,000</b> 千円
国道150号新日本坂トンネル換気設備事業費	令和7年度	令和6年度に国道150号新日本坂トンネル換気設備整備工事請負契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。 <b>40,000</b> 千円
主要地方道井川湖御幸線（下）道路改良事業費	令和7年度	令和6年度に主要地方道井川湖御幸線（下）道路改良工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和7年度に支払う。 <b>229,000</b> 千円
主要地方道梅ヶ島温泉昭和線（蕨野）道路改良事業費	令和7年度	令和6年度に主要地方道梅ヶ島温泉昭和線（蕨野）道路改良工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和7年度に支払う。 <b>160,000</b> 千円
建築設計積算システム機器設置費	自令和7年度 至令和11年度	令和6年度に建築設計積算システム機器賃貸借契約を締結し、その金額を令和7年度以降5年間で支払う。 <b>24,500</b> 千円
一般県道大川静岡線狩野橋・狩野橋歩道耐震補強・補修事業費	令和7年度	令和6年度に一般県道大川静岡線狩野橋・狩野橋歩道耐震補強・補修工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和7年度に支払う。 <b>90,000</b> 千円
国鉄操車場北側線栗原橋補修事業費	令和7年度	令和6年度に国鉄操車場北側線栗原橋2補修工事請負契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。 <b>43,000</b> 千円



高松中学校雨水貯留施設整備事業	令和7年度	160,000千円 令和6年度に高松中学校雨水貯留施設整備工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和7年度に支払う。
横河川砂地内水路改修事業	令和7年度	20,000千円 令和6年度に横河川砂地内水路河川改修工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和7年度に支払う。
二級河川改修事業	令和7年度	30,000千円 令和6年度に二級河川浜川河川改修工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和7年度に支払う。
神明川改修事業	令和7年度	9,000千円 令和6年度に神明川河川改修工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和7年度に支払う。
谷津沢川改修事業	令和7年度	25,000千円 令和6年度に谷津沢川河川改修工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和7年度に支払う。
浜地川水門設置	令和7年度	70千円 令和6年度に浜川水門地震計貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度に支払う。
宮前岳美線街路整備事業	令和7年度	145,000千円 令和6年度に宮前岳美線街路整備工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和7年度に支払う。
あさはた線街路整備事業	令和7年度	130,000千円 令和6年度にあさはた線街路整備工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和7年度に支払う。
市営住宅給湯設備設置費(伝馬町新田団地改良住宅第8号棟外3棟)	自令和7年度至令和16年度	20,800千円 令和6年度に市営住宅給湯設備貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降10年間で支払う。
市営住宅給湯設備設置費(清水三光町団地外3棟)	自令和7年度至令和16年度	17,200千円 令和6年度に市営住宅給湯設備貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降10年間で支払う。
消防総合情報システム更新事業	令和7年度	2,516,000千円 令和6年度に消防総合情報システム更新工事請負契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。

駿河消防署用宗出張所建設工事設計業務経費	令和7年度	42,500千円 令和6年度に駿河消防署用宗出張所建設工事設計業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
小学校教育機器設置費	自令和7年度 至令和11年度	176,000千円 令和6年度に小学校教育機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降5年間で支払う。
藁科地域小中一貫校建設工事設計業務経費	令和7年度	157,000千円 令和6年度に藁科地域小中一貫校建設工事設計業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
中学校特別教室空調設備整備事業費	令和7年度	1,200,000千円 令和6年度に中学校特別教室空調設備整備工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和7年度に支払う。
中学校特別教室空調設備整備監理業務経費	令和7年度	68,000千円 令和6年度に中学校特別教室空調設備整備監理業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
静岡市立高等学校校務用情報機器設置費	自令和7年度 至令和11年度	67,830千円 令和6年度に静岡市立高等学校校務用情報機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降5年間で支払う。
清水桜が丘高等学校情報通信機器設置費	自令和7年度 至令和11年度	600,000千円 令和6年度に清水桜が丘高等学校情報通信機器賃貸借契約を締結し、その金額を令和7年度以降5年間で支払う。
名勝日本平保存活用計画策定業務経費	令和7年度	2,700千円 令和6年度に名勝日本平保存活用計画策定業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和7年度に支払う。
旧文化財資料館解体事業費	令和7年度	42,000千円 令和6年度に旧文化財資料館解体工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和7年度に支払う。
埋蔵文化財発掘調査業務パソコン機器設置費	自令和7年度 至令和10年度	1,680千円 令和6年度に埋蔵文化財発掘調査業務パソコン機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降4年間で支払う。
登呂博物館等システム機器設置費	自令和7年度 至令和10年度	22,600千円 令和6年度に登呂博物館収蔵品閲覧等システム機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降4年間で支払う。

令和6年度における 地方債証券の 共同発行によっ て生ずる連帯債 務	自 令和6年度 至 令和16年度	<p style="text-align: right;"><b>元金1,060,000,000千円及び利子相当額</b></p> 令和6年度に共同発行する市場公募地方債の発行総額から本市負担分を除いた元金及びこれに対する利子相当額に係る連帯債務。
令和6年度における 地方債証券の 共同発行によっ て生ずる連帯債 務 (グリーンボンド分)	自 令和6年度 至 令和16年度	<p style="text-align: right;"><b>元金134,000,000千円及び利子相当額</b></p> 令和6年度に共同発行する市場公募地方債の発行総額から本市負担分を除いた元金及びこれに対する利子相当額に係る連帯債務。

第5表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
財産管理事業	342,600	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
車両管理事業	13,600	2 借入方法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	
女性会館事業	32,000	3 借入時期		
へりポート事業	35,200	令和6年度		
市民文化会館建設事業	67,000	ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。		
生涯学習施設整備事業	44,600			
海洋文化施設建設事業	910,100			
障害者福祉施設整備事業	21,000			
児童クラブ室整備事業	5,700			
児童福祉施設整備事業	47,700			
こども園・保育所等施設整備事業	101,700			
こども園・保育所建設事業	19,800			
看護専門学校整備事業	13,500			
環境政策施設整備事業	15,000			
環境保健研究所機器整備事業	40,800			
斎場整備事業	3,300			
環境保健研究所建設事業	801,400			
健康増進施設整備事業	12,200			
資源循環啓発施設整備事業	1,100			
清掃運搬施設等整備事業	4,500			
清掃工場施設整備事業	789,400			
最終処分場整備事業	684,600			
清水ストックヤード建設事業	89,800			
畜産事業	4,100			
農道等維持管理事業	61,400			
農道等新設改良事業	160,700			
林道事業	318,100			
治山事業	87,000			
漁港管理事業	13,900			

海岸保全施設整備事業	22,500			
山間地開発事業	38,700			
商工総務事業	63,000			
工業振興事業	11,900			
観光施設整備事業	39,800			
港湾管理事業	37,500			
清水港海づり公園建設事業	122,500			
港湾建設事業	472,700			
道路維持事業	1,502,500			
道路新設改良事業	6,369,000			
交通安全施設整備事業	239,300			
橋りょう整備事業	1,306,500			
渡船整備事業	5,900			
河川改修事業	1,453,600			
土地区画整理組合指導事業	403,100			
市街地整備事業	178,600			
清水駅周辺開発推進事業	418,500			
街路築造事業	603,500			
公園管理事業	33,300			
公園整備事業	913,400			
公営住宅建設事業	247,200			
動物園整備事業	22,800			
消防施設整備事業	593,700			
災害対策事業	1,608,900			
教育指導事業	6,600			
教職員住宅建設事業	49,500			
小学校建設事業	197,200			
中学校建設事業	861,300			
高等学校管理事業	294,700			
社会教育総務事業	26,500			
文化財保護事業	229,300			
図書館整備事業	110,400			
駿府城跡天守台野外展示施設建設事業	18,000			

体育施設整備事業	26,300			
学校給食施設整備事業	36,600			
斎場災害復旧事業	4,700			
農業用施設 災害復旧事業	166,200			
林道災害復旧事業	413,500			
漁港災害復旧事業	40,000			
山間地振興施設 災害復旧事業	10,000			
観光施設災害復旧事業	20,000			
道路橋りょう 災害復旧事業	1,313,000			
河川災害復旧事業	666,500			
公園災害復旧事業	100,000			
文化財災害復旧事業	42,300			
体育施設災害復旧事業	79,600			
臨時財政対策	7,400,000			

# 特 別 会 計

議案第 33 号

## 令和 6 年度静岡市電気事業経営記念基金会計予算

令和 6 年度静岡市の電気事業経営記念基金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 232,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出

静岡市長 難波 喬 司



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 232,498
	1 財 産 運 用 収 入	232,498
2 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
3 諸 収 入		2
	1 預 金 利 子	1
	2 雑 入	1
<b>歳 入 合 計</b>		232,600

歳 出

款	項	金 額
1 積 立 金		千円 231,708
	1 積 立 金	231,708
2 諸 支 出 金		792
	1 恩 給 費	792
3 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
<b>歳 出 合 計</b>		232,600

議案第 34 号

## 令和 6 年度静岡市土地区画整理清算金会計予算

令和 6 年度静岡市の土地区画整理清算金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 区画整理清算収入		千円 97
	1 区画整理清算収入	97
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 延滞金	1
	2 預金利子	1
<b>歳 入 合 計</b>		100

歳 出

款	項	金 額
1 諸支出金		千円 100
	1 一般会計繰出金	100
<b>歳 出 合 計</b>		100

## 令和6年度静岡市公共用地取得事業会計予算

令和6年度静岡市の公共用地取得事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 債		千円 1,400,000
	1 市 債	1,400,000
<b>歳 入 合 計</b>		1,400,000

歳 出

款	項	金 額
1 公 共 用 地 取 得 費		千円 1,400,000
	1 公 共 用 地 取 得 費	1,400,000
<b>歳 出 合 計</b>		1,400,000

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路用地取得事業	千円 270,000	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
街路用地取得事業	1,130,000	2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和6年度 ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	

議案第36号

## 令和6年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計予算

令和6年度静岡市の母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ326,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰越金		59,990
	1 繰越金	59,990
2 諸収入		266,810
	1 預金利息	10
	2 貸付金元利収入	251,400
	3 雑収入	15,400
歳入合計		326,800

歳 出

款	項	金額
1 母子・父子・寡婦福祉資金		326,800
	1 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	311,260
	2 諸費	15,540
歳出合計		326,800



議案第 37 号

## 令和 6 年度静岡市公債管理事業会計予算

令和 6 年度静岡市の公債管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 59,281,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		266,600
	1 財 産 運 用 収 入	266,600
2 繰 入 金		43,924,600
	1 他 会 計 繰 入 金	37,058,000
	2 基 金 繰 入 金	6,866,600
3 諸 収 入		100
	1 預 金 利 子	100
4 市 債		15,089,700
	1 市 債	15,089,700
歳 入 合 計		59,281,000

歳 出

款	項	金額
1 公 債 費		59,280,900
	1 公 債 費	59,280,900
2 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		59,281,000

## 令和6年度静岡市競輪事業会計予算

令和6年度静岡市の競輪事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,759,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 収 入		34,728,988
	1 事 業 収 入	34,728,988
2 財 産 収 入		71,872
	1 財 産 運 用 収 入	71,872
3 繰 入 金		1,586,000
	1 基 金 繰 入 金	1,586,000
4 繰 越 金		300,000
	1 繰 越 金	300,000
5 諸 収 入		72,140
	1 預 金 利 子	369
	2 雑 入	71,771
<b>歳 入 合 計</b>		<b>36,759,000</b>

歳 出

款	項	金 額
1 業 務 費		2,387,188
	1 業 務 費	2,387,188
2 開 催 費		33,761,812
	1 開 催 費	33,761,812
3 諸 支 出 金		600,000
	1 一 般 会 計 繰 出 金	600,000
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>36,759,000</b>

**第2表 債務負担行為**

事 項	期 間	限 度 額
静岡競輪場大型映像装置改修事業費	令和7年度	<p style="text-align: right;"><b>286,000</b>千円</p> <p>令和6年度に静岡競輪場大型映像装置改修工事請負契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。</p>

## 令和6年度静岡市国民健康保険事業会計予算

令和6年度静岡市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,501,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		11,968,524
	1 国民健康保険料	11,968,524
2 国民健康保険税		634
	1 国民健康保険税	634
3 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
4 使用料及び手数料		11
	1 手数料	11
5 国庫支出金		16,034
	1 国庫補助金	16,034
6 県支出金		47,685,496
	1 県補助金	47,685,495
	2 財政安定化基金交付金	1
7 財産収入		2,932
	1 財産運用収入	2,932
8 繰入金		6,108,200
	1 他会計繰入金	5,156,100
	2 基金繰入金	952,100
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		598,966
	1 延滞金、加算金及び過料	151,294
	2 預金利子	2,000
	3 雑収入	445,672
<b>歳 入 合 計</b>		66,380,800

**歳 出**

款	項	金 額
1 総 務 費		1,386,224 <small>千円</small>
	1 総 務 管 理 費	714,655
	2 徴 収 費	670,362
	3 運 営 協 議 会 費	1,207
2 保 険 給 付 費		46,765,431
	1 療 養 諸 費	40,494,262
	2 高 額 療 養 費	6,042,516
	3 移 送 費	561
	4 出 産 育 児 諸 費	153,000
	5 葬 祭 費	47,900
	6 高 額 介 護 合 算 療 養 費	27,192
3 国 民 健 康 保 険 金 事 業 費 納 付 金		17,211,112
	1 医 療 給 付 費 分	11,286,309
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	4,450,664
	3 介 護 納 付 金 分	1,474,139
4 共 同 事 業 拠 出 金		33
	1 共 同 事 業 拠 出 金	33
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
6 保 健 事 業 費		549,615
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	452,848
	2 保 健 事 業 費	96,767
7 基 金 積 立 金		2,932
	1 基 金 積 立 金	2,932
8 公 債 費		2,001
	1 公 債 費	2,000
	2 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1
9 諸 支 出 金		463,450
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	441,961
	2 繰 出 金	21,489
10 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
<b>歳 出 合 計</b>		<b>66,380,800</b>



第1表 歳入歳出予算（直営診療施設勘定）

歳 入

款	項	金 額
1 診 療 収 入		26,135
	1 外 来 収 入	23,764
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	2,371
2 使 用 料 及 び 手 数 料		106
	1 使 用 料	4
	2 手 数 料	102
3 繰 入 金		92,738
	1 一 般 会 計 繰 入 金	67,100
	2 事 業 勘 定 繰 入 金	21,489
	3 そ の 他 会 計 繰 入 金	4,149
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1,820
	1 雑 入	1,820
歳 入 合 計		120,800

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		78,884
	1 施 設 管 理 費	78,778
	2 研 究 研 修 費	106
2 医 業 費		28,101
	1 医 業 費	28,101
3 公 債 費		13,315
	1 公 債 費	13,315
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		120,800

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険標準システム導入業務経費	令和7年度	798,500千円 令和6年度に国民健康保険標準システム導入業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
国民健康保険料納付通知書封入封緘等業務経費	令和7年度	12,800千円 令和6年度に国民健康保険料納付通知書封入封緘等業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
国民健康保険資格確認書封入封緘等業務経費	令和7年度	18,500千円 令和6年度に国民健康保険資格確認書封入封緘等業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
お知らせセンター運営費	自 令和7年度 至 令和9年度	10,500千円 令和6年度にお知らせセンター運営業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度以降3年間で支払う。
国民健康保険特定健康診査受診券封入封緘等業務経費	令和7年度	5,000千円 令和6年度に国民健康保険特定健康診査受診券封入封緘等業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。

議案第40号

## 令和6年度静岡市駐車場事業会計予算

令和6年度静岡市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 67,802
	1 使用料	67,802
2 繰入金		56,000
	1 一般会計繰入金	56,000
3 繰越金		100
	1 繰越金	100
4 諸収入		698
	1 預金利子	1
	2 雑入	697
<b>歳 入 合 計</b>		124,600

歳 出

款	項	金 額
1 業務費		千円 105,918
	1 業務費	105,918
2 公債費		18,582
	1 公債費	18,582
3 予備費		100
	1 予備費	100
<b>歳 出 合 計</b>		124,600

## 令和6年度静岡市介護保険事業会計予算

令和6年度静岡市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,395,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		15,632,071 <small>千円</small>
	1 介 護 保 險 料	15,632,071
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		16,431,715
	1 国 庫 負 担 金	12,564,349
	2 国 庫 補 助 金	3,867,366
4 支 払 基 金 交 付 金		19,237,980
	1 支 払 基 金 交 付 金	19,237,980
5 県 支 出 金		10,185,600
	1 県 負 担 金	9,876,194
	2 県 補 助 金	309,406
6 財 産 収 入		2,839
	1 財 産 運 用 収 入	2,839
7 繰 入 金		11,712,895
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,168,000
	2 基 金 繰 入 金	544,895
8 繰 越 金		178,161
	1 繰 越 金	178,161
9 諸 収 入		13,738
	1 延滞金、加算金及び過料	6,612
	2 預 金 利 子	1,863
	3 雑 入	5,263
<b>歳 入 合 計</b>		73,395,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		1,522,470 <small>千円</small>
	1 総 務 管 理 費	1,178,173
	2 徴 収 費	18,661
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	323,948
	4 趣 旨 普 及 費	1,688
2 保 険 給 付 費		69,056,654
	1 介 護 サービス等諸費	64,322,490
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	1,677,722
	3 そ の 他 諸 費	54,630
	4 高 額 介 護 サービス等費	1,541,574
	5 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	1,253,222
	6 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	207,016
3 地 域 支 援 事 業 費		2,335,531
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	1,964,726
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	106,851
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	259,085
	4 そ の 他 諸 費	4,869
4 基 金 積 立 金		2,839
	1 基 金 積 立 金	2,839
5 公 債 費		1,479
	1 公 債 費	1,479
6 諸 支 出 金		475,027
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	177,161
	2 繰 出 金	297,866
7 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>73,395,000</b>

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介 護 保 険 料 書 費 特 別 徴 収 開 始 通 知 書 書 費 及 び 納 入 通 知 書 書 費 作 成 等 業 務 経 費	令 和 7 年 度	7,700千円 令和6年度に介護保険料特別徴収開始通知書及び納入通知書作成等業務委託契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
P F S 活 用 業 務 委 託 契 約 締 結 費 介 護 予 防 事 業 委 託 契 約 締 結 費 業 務 委 託 契 約 締 結 費	自 令 和 7 年 度 至 令 和 8 年 度	38,000千円 令和6年度にPFS活用介護予防事業業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降2年間で支払う。
P F S 活 用 業 務 委 託 契 約 締 結 費 介 護 予 防 事 業 委 託 契 約 締 結 費 業 務 委 託 契 約 締 結 費	自 令 和 7 年 度 至 令 和 8 年 度	13,000千円 令和6年度にPFS活用介護予防事業効果検証業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降2年間で支払う。



議案第42号

## 令和6年度静岡市介護保険サービス会計予算

令和6年度静岡市の介護保険サービス会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ114,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		45,590
	1 使用料	41,699
	2 手数料	3,891
2 繰入金		67,900
	1 一般会計繰入金	67,900
3 繰越金		500
	1 繰越金	500
4 諸収入		10
	1 預金利子	5
	2 雑入	5
歳入合計		114,000

歳 出

款	項	金額
1 サービス費		113,500
	1 サービス事業費	113,500
2 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		114,000

## 令和6年度静岡市中央卸売市場事業会計予算

令和6年度静岡市の中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ691,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		354,097
	1 使用料	354,097
2 財産収入		130
	1 財産運用収入	130
3 繰入金		130,300
	1 一般会計繰入金	130,300
4 繰越金		21,000
	1 繰越金	21,000
5 諸収入		185,973
	1 預金利子	14
	2 雑入	185,959
歳入合計		691,500

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		689,500
	1 総務管理費	683,992
	2 業務費	5,508
2 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		691,500

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
販売原票等電子報告化システム機器設置費	自 令和7年度 至 令和11年度	<p style="text-align: right;"><b>1,400</b>千円</p> 令和6年度に販売原票等電子報告化システム機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和7年度以降5年間で支払う。

議案第44号

## 令和6年度静岡市後期高齢者医療事業会計予算

令和6年度静岡市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,539,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 9,947,200
	1 後期高齢者医療保険料	9,947,200
2 繰入金		2,220,500
	1 一般会計繰入金	2,220,500
3 繰越金		350,000
	1 繰越金	350,000
4 諸収入		21,900
	1 延滞金、加算金及び過料	2,100
	2 預金利子	500
	3 他団体納入金	19,300
<b>歳入合計</b>		12,539,600

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療広域連合 納付金		千円 12,519,800
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	12,519,800
2 諸支出金		19,800
	1 償還金及び還付加算金	19,300
	2 繰出金	500
<b>歳出合計</b>		12,539,600

## 令和6年度静岡市立静岡病院事業債管理事業会計予算

令和6年度静岡市の静岡市立静岡病院事業債管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ988,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波喬司



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 688,000
	1 負担金	688,000
2 市債		300,000
	1 市債	300,000
<b>歳入合計</b>		<b>988,000</b>

歳 出

款	項	金額
1 貸付金		千円 300,000
	1 貸付金	300,000
2 公債費		688,000
	1 公債費	688,000
<b>歳出合計</b>		<b>988,000</b>

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
静岡病院事業 貸付金	千円 300,000	1 借入先 銀行その他  2 借入方法 普通貸借又は 債券発行  3 借入時期 令和6年度 ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

# 企 業 会 計

## 令和6年度静岡市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	646戸
(2) 年間総配水量	132,304 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	362 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第1款 簡易水道事業収益	153,317千円
第1項 営業収益	15,928千円
第2項 営業外収益	137,389千円

### 支 出

第1款 簡易水道事業費用	136,000千円
第1項 営業費用	124,508千円
第2項 営業外費用	10,992千円
第3項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額27,700千円は、当年度分損益勘定留保資金11,383千円及び当年度未処分利益剰余金16,317千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	33,500千円
第1項 他 会 計 支 出 金	33,500千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	61,200千円
第1項 建 設 改 良 費	4,989千円
第2項 企 業 債 償 還 金	55,711千円
第3項 予 備 費	500千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 簡易水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 25,772千円

(他会計からの補助金)

第7条 簡易水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、99,518千円である。

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち、16,317千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 資本的収入額が支出額に不足する額に補てんする。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

## 令和6年度静岡市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |         |           |    |          |
|---------------|---------|-----------|----|----------|
| (1) 病床数       | 一般病床    | 463床      |    |          |
| (2) 患者数       | 年間延患者数  |           |    |          |
|               | 入院      | 131,874人  | 外来 | 160,623人 |
|               | 1日平均患者数 |           |    |          |
|               | 入院      | 361人      | 外来 | 661人     |
| (3) 主要な建設改良事業 | 病棟改修事業  | 144,400千円 |    |          |
|               | 医療器械等購入 | 500,000千円 |    |          |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	13,571,000千円
第1項	医業収益	11,381,206千円
第2項	医業外収益	2,189,794千円
支 出		
第1款	病院事業費用	13,571,000千円
第1項	医業費用	13,164,276千円
第2項	医業外費用	376,678千円
第3項	特別損失	29,046千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,027,142千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額58,581千円、過年度分損益勘定留保資金840,815千円及び当年度分損益勘定留保資金127,746千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	692,858千円
第1項 企業債	631,200千円
第2項 出資金	36,000千円
第3項 寄附金	1,000千円
第4項 貸付金返還金	21,450千円
第5項 基金運用収入	8千円
第6項 その他収入	3,200千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,720,000千円
第1項 建設改良費	1,042,261千円
第2項 貸付金	55,200千円
第3項 企業債償還金	621,531千円
第4項 基金積立金	1,008千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療機器保守経費 (令和6年度購入分)	令和7～12年度	300,000千円
院内保育所運営業務 (令和6年度分)	令和7～10年度	105,410千円



(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病棟改修事業	144,400千円	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
医療機器整備事業	486,800千円	2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和6年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 6,901,558千円  
(2) 交際費 171千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、899,800千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,580,000千円と定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

## 令和6年度静岡市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	1,405戸
(2) 年間総処理水量	490,404 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	1,344 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
農業集落排水整備事業	71,600千円
災害復旧事業	60,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 農業集落排水事業収益	458,300千円
第1項 営業収益	47,341千円
第2項 営業外収益	410,959千円
支 出	
第1款 農業集落排水事業費用	458,300千円
第1項 営業費用	415,605千円
第2項 営業外費用	34,114千円
第3項 特別損失	7,581千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額101,559千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,203千円及び当年度分損益勘定留保資金100,356千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	157,341千円
第1項 企業債	77,700千円
第2項 国庫（県）支出金	50,400千円
第3項 他会計支出金	29,241千円

支 出	
第1款 資本的支出	258,900千円
第1項 建設改良費	136,310千円
第2項 企業債償還金	121,590千円
第3項 予備費	1,000千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ4,426千円及び47,895千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	32,700千円	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
災害復旧事業	45,000千円	2 借入方法 普通貸借又は債券発行		
		3 借入時期 令和6年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 49,693千円

(他会計からの補助金)

第9条 農業集落排水事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、178,621千円である。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

## 令和6年度静岡市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	315,389戸
(2) 年間総配水量	79,779,875 <sup>m</sup> <sub>3</sub>
(3) 一日平均配水量	218,575 <sup>m</sup> <sub>3</sub>
(4) 主要な建設改良事業	
水道整備費	6,740,575千円

    向敷地配水池築造工事、与一取水場4号井取水ポンプ等更新工事及び管網整備等

        配水管布設 1,133m

        配水管布設替 26,282m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	12,092,000千円
第1項 営業収益	11,377,066千円
第2項 営業外収益	707,711千円
第3項 特別利益	7,223千円

支 出	
第1款 水道事業費用	10,677,000千円
第1項 営業費用	9,852,222千円
第2項 営業外費用	819,226千円
第3項 特別損失	4,552千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,650,000千円は、減債積立金1,992,500千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額568,884千円、過年度分損益勘定留保資金2,318,102千円及び当年度分損益勘定留保資金770,514千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	3,872,000千円
第1項	企 業 債	3,300,000千円
第2項	国 庫（ 県 ） 支 出 金	50,000千円
第3項	他 会 計 支 出 金	171,957千円
第4項	負 担 金	150,043千円
第5項	そ の 他 資 本 的 収 入	200,000千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	9,522,000千円
第1項	建 設 改 良 費	7,134,577千円
第2項	企 業 債 償 還 金	2,287,423千円
第3項	投 資	100,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年割額		
1	資本的支出	1 建設改良費	千円 3,500,000	6年度	千円 0		
				7年度	350,000		
				8年度	2,100,000		
				9年度	1,050,000		
				清水区遠方監視制御設備 更新工事	1,400,000	6年度	0
						7年度	0
						8年度	560,000
						9年度	840,000



## (債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
井宮取水場取水ポンプインバータ装置修繕業務	令和7年度	4,180千円
柳町取水場配水ポンプインバータ装置修繕業務	令和7年度	9,812千円
西島配水場配水ポンプインバータ装置修繕業務	令和7年度	34,034千円
与一配水場配水ポンプインバータ装置修繕業務	令和7年度	17,160千円
南安倍配水場配水ポンプインバータ装置修繕業務	令和7年度	11,000千円
赤目ヶ谷ポンプ場計装制御盤修繕業務	令和7年度	8,525千円
西島配水場配水圧力指示調節計修繕業務	令和7年度	4,070千円
水道料金及び下水道使用料コンビニエンスストア等収納業務	令和7～8年度	75,406千円
水道料金及び下水道使用料徴収システム改修業務	令和7年度	7,150千円
旧承元寺導水管保護堰改修及び導水管撤去工事	令和7～9年度	500,000千円
(仮称) 門屋第2配水池実施設計業務	令和7年度	98,219千円
(仮称) 新中町配水池整備に伴う送水管及び配水本管更新基本設計その2業務	令和7年度	30,000千円
葵区竜南三丁目外配水本管及び配水管布設替実施設計業務	令和7年度	14,000千円
葵区籠上・井宮町・水道町配水本管布設替電算帳票作成業務	令和7年度	5,000千円
葵区羽高外送水管布設替基本設計業務	令和7年度	10,000千円
(仮称) 新中町配水池系送水管及び配水管布設替に伴う鉄道協議資料作成業務	令和7年度	10,000千円
清水谷津浄水場急速ろ過施設外更新実施計画策定業務	令和7年度	63,470千円
清水谷津浄水場沈澱池修正設計及び施工管理業務	令和7年度	32,417千円
(仮称) 新中町配水池場内道路詳細設計業務	令和7年度	34,474千円
葵区大岩二丁目・大岩三丁目配水本管布設替工事	令和7年度	28,000千円
葵区籠上・井宮町配水本管布設替工事	令和7年度	250,000千円
葵区長尾・北沼上送水管及び配水管布設替工事	令和7年度	90,000千円
清水区清地配水本管及び配水管切り回し工事	令和7年度	120,000千円
向敷地配水池築造工事	令和7年度	764,806千円
清水谷津浄水場着水井築造及び場内配管工事	令和7年度	636,577千円
和田島浄水場紫外線照射設備工事	令和7年度	278,278千円
宇津ノ谷中継ポンプ場外2施設滅菌設備更新工事	令和7年度	69,421千円
門屋浄水場PAC注入設備更新工事	令和7年度	59,642千円
伊佐布ポンプ場・蒲原中配水池流量調整弁等更新工事	令和7年度	17,523千円
牛妻集水井揚水ポンプ更新工事	令和7年度	41,789千円
城内配水場自家発電設備更新工事	令和7年度	280,082千円
門屋浄水場監視制御設備更新工事	令和7年度	542,168千円
東瀬名町・瀬名一丁目外葵区・駿河区内配水管布設及び布設替工事	令和7年度	703,000千円
谷田外清水区内配水管布設替工事	令和7年度	603,400千円
静清処理区編入切替整備事業(水道事業負担分)	令和7～8年度	2,600千円
渋川雨水1号幹線整備事業(水道事業負担分)	令和7年度	9,400千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	3,300,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和6年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,543,280千円  
(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第11条 水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、93,952千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、4,700千円と定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

## 令和6年度静岡市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	270,829戸
(2) 年間総処理水量	139,910,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	383,315m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備事業	11,893,403千円
下水道管渠布設等	13,199m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	下水道事業収益	22,376,000千円
第1項	営業収益	16,136,274千円
第2項	営業外収益	6,239,726千円
支		出
第1款	下水道事業費用	22,253,000千円
第1項	営業費用	20,408,467千円
第2項	営業外費用	1,838,762千円
第3項	特別損失	4,771千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,147,000千円は、減債積立金1,685,170千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額706,940千円及び当年度分損益勘定留保資金6,754,890千円で補てんするものとする。）。

収		入	
第1款	資 本 的 収 入		12,121,000千円
第1項	企 業 債	8,708,300千円	
第2項	出 資 金	450,000千円	
第3項	国庫(県)支出金	2,698,035千円	
第4項	負 担 金	264,665千円	
支		出	
第1款	資 本 的 支 出		21,268,000千円
第1項	建 設 改 良 費	11,939,000千円	
第2項	企 業 債 償 還 金	9,329,000千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道整備費	令和7年度	400,000千円
渋川雨水ポンプ場整備事業	令和7～8年度	500,000千円
渋川雨水1号幹線整備事業	令和7年度	110,000千円
大沢雨水1号幹線整備事業	令和7～8年度	700,000千円
雨水管逆流防止施設整備事業	令和7年度	30,000千円
静清処理区編入切替整備事業	令和7～8年度	700,000千円
高松処理区外下水道管路施設改築事業	令和7年度	500,000千円
清水南部浄化センター汚泥処理棟解体工事	令和7年度	595,352千円
静清浄化センター外2施設脱水汚泥収集運搬・処分業務	令和7年度	848,155千円
高松浄化センター消毒設備機械設備改築工事	令和7～8年度	108,662千円
高松浄化センター消毒設備電気設備改築工事	令和7～8年度	148,990千円
城北浄化センター汚泥濃縮設備機械設備改築工事	令和7～8年度	1,224,256千円
城北浄化センター汚泥濃縮設備電気設備改築工事	令和7～8年度	387,000千円
中島浄化センターNo.2反応タンク設備改築工事	令和7～8年度	703,348千円
清水南部浄化センター新系2系最初沈殿池機械設備改築工事	令和7年度	195,823千円
清水南部浄化センター新系2系最初沈殿池電気設備改築工事	令和7年度	64,896千円
清水南部浄化センター新系2系最初沈殿池土木改築工事	令和7年度	140,624千円
静清浄化センター水処理監視制御設備改築工事	令和7～9年度	3,202,691千円
中島雨水ポンプ場No.1・2除塵機機械設備改築工事	令和7年度	209,598千円
中島雨水ポンプ場No.1・2除塵機電気設備改築工事	令和7年度	64,236千円
下川原雨水ポンプ場計測設備改築工事	令和7年度	20,226千円
浜田ポンプ場汚水ポンプ機械設備改築工事	令和7年度	240,989千円
浜田ポンプ場汚水ポンプ電気設備改築工事	令和7年度	84,866千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	8,708,300千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和6年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,660,577千円

(2) 交際費 200千円

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

# そ の 他 の 議 案

## 静岡市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について

静岡市農業集落排水事業の設置等に関する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市農業集落排水事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、静岡市の経営する農業集落排水事業の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(農業集落排水事業の設置)

第2条 農業用排水の水質の保全及び農業集落の生活環境の整備を図り、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、静岡市に農業集落排水事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、農業集落排水事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 農業集落排水事業を行う施設の名称、その主たる施設の位置及び区域は、次のとおりとする。

名称	その主たる施設の位置	区域
静岡市有東木地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区有東木350番地の4	静岡市葵区有東木の一部
静岡市平野地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区平野1097番地の54	静岡市葵区平野の一部
静岡市坂ノ上地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区坂ノ上811番地の2	静岡市葵区坂ノ上の一部
静岡市日向地区農業集落	静岡市葵区日向174番地	静岡市葵区日向の一部

排水処理施設		
静岡市大原地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区大原1486番地の1	静岡市葵区大原の一部
静岡市油山地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区油山1630番地の18	静岡市葵区油山、松野及び津渡野の一部
静岡市俵沢地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区津渡野608番地	静岡市葵区油島、俵沢、野田平及び郷島の一部
静岡市富厚里地区農業集落排水処理施設	静岡市葵区富厚里1623番地の1	静岡市葵区富厚里の一部
静岡市葛沢地区農業集落排水処理施設	静岡市清水区葛沢242番地の2	静岡市清水区葛沢の一部
静岡市布沢・土地区農業集落排水処理施設	静岡市清水区土51番地	静岡市清水区布沢及び土の一部
静岡市善福寺地区農業集落排水処理施設	静岡市清水区蒲原3851番地	静岡市清水区蒲原の一部

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算に定めなければならない農業集落排水事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件1万平方メートル以上のもにに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(資本剰余金)

第6条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 農業集落排水事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、



次に掲げるものとする。

(1) 負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又は目的物の価額が1件につき50万円を超えるもの

(2) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、1件につきその額が300万円を超えるもの。ただし、次に掲げるものは、除くものとする。

ア 交通事故に係る損害賠償の額の決定で、その額が自動車損害賠償責任保険契約、自動車保険普通保険契約又は自動車損害共済委託契約により支払われる保険金の額及び填補額に免責金額を加えた額を超えないもの

イ 農業集落排水事業の用に供する施設の設置又は管理上の事故に係る損害賠償の額の決定で、その額が農業集落排水事業の用に供する施設に係る賠償責任保険契約により支払われる填補額に免責金額を加えた額を超えないもの

(業務状況説明書類の作成)

第9条 市長は、農業集落排水事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、農業集落排水事業の経営状況を明らかにするため市長が必要があると認める事項

3 天災その他のやむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(静岡市特別会計条例の一部改正)

2 静岡市特別会計条例(平成15年静岡市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

(静岡市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

3 静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、農業集落排水処理施設の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第2号を次のように改める。

(2) 農業集落排水処理施設 汚水を排除するために設けられる排水管、排水きょその他の排水施設、これに接続して汚水を最終的に処理するための処理施設及びこれらの施設に付随する施設で、静岡市の設置する農業集落排水事業を行うためのものをいう。

第3条第3号から第5号までの規定中「排水処理施設」を「農業集落排水処理施設」に改める。

第4条、第10条第1項、第11条及び第13条から第15条までの規定中「排水処理施設」を「農業集落排水処理施設」に改める。

## 静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年静岡市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務（法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。）」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報（法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）」に改め、同条ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第3項中「及び前項本文」を削り、「利用」の次に「又は前項本文の規定による利用特定個人情報の利用」を、「当該特定個人情報」の次に「又は当該利用特定個人情報」を加える。

別表中

「

1 地方税法（昭和25年法律第226号） その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例による 地方税の賦課徴収又は地方税に関 する調査（犯則事件の調査を含む。） に関する事務であって規則で定め るもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立 給付金の支給に関する情報（第3条第1号 の外国人に係る生活保護に関する情報を含 む。以下「生活保護関係情報」という。）で あって規則で定めるもの
--	--

を

」

「

<p>1 地方税法(昭和25年法律第226号) その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例又は森 林環境税及び森林環境譲与税に関 する法律(平成31年法律第3号)に よる地方税若しくは森林環境税の 賦課徴収又は地方税若しくは森林 環境税に関する調査(犯則事件の調 査を含む。)に関する事務であって 規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法による保護の実施又は就労自立 給付金の支給に関する情報(第3条第1号 の外国人に係る生活保護に関する情報を含 む。以下「生活保護関係情報」という。)で あって規則で定めるもの</p>
--	---

に

」

改める。

#### 附 則

この条例中別表の改正規定は令和6年4月1日から、第4条の改正規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

### 静岡市附属機関設置条例の一部改正について

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例

静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

「

静岡市行 財政改革 推進審議 会	市の行財政の改善 合理化について調 査審議し、又は市長 に意見を述べるこ と。	10人以 内	1 市の行財政 に関し優れた 識見を有する 者 2 市民	2年	委員の互 選により 定める者
静岡市政 策・施策外 部評価委 員会	静岡市自治基本条 例（平成17年静岡市 条例第1号）第24条 第1項の規定に基 づき、市の政策及び 施策について評価 すること。	10人以 内	1 学識経験を 有する者 2 市民	2年	委員の互 選により 定める者

を

」

「

静岡市行 財政改革 推進審議 会	市の行財政の改善 合理化について調 査審議し、又は市長 に意見を述べるこ	10人以 内	1 市の行財政 に関し優れた 識見を有する 者	2年	委員の互 選により 定める者
---------------------------	---	-----------	----------------------------------	----	----------------------

に、

	と。		2 市民		
--	----	--	------	--	--

静岡市中 中央新幹線 建設事業 影響評価 協議会	中央新幹線の建設 事業により生ずる 環境等に関する影 響について専門的 な見地から調査審 議すること。	5 人以 内	中央新幹線の建 設事業により生 ずる影響に関し 優れた識見を有 する者	2年	委員の互 選により 定める者
静岡市大 規模小売 店舗立地 審議会	大規模小売店舗の 立地に係る周辺地 域の生活環境の保 持に関する事項に ついて専門的な見 地から調査審議す ること。	8 人以 内	大規模小売店舗 の立地により生 ずる影響に関し 優れた識見を有 する者	2年	委員の互 選により 定める者
静岡市 C S R 企業 表彰専門 委員会	企業の社会的責任 を果たすための活 動を自主的に取り 組む中小企業等の 表彰に係る選定基 準及び表彰の妥当 性について専門的 な見地から調査審 議すること。	6 人以 内	1 学識経験を 有する者 2 経済団体を 代表する者 3 環境団体を 代表する者 4 市民団体を 代表する者	2年	委員の互 選により 定める者

を

静岡市中 中央新幹線 建設事業	中央新幹線の建設 事業により生ずる 環境等に関する影	8 人以 内	中央新幹線の建 設事業により生 ずる影響に関し	2年	委員の互 選により 定める者
-----------------------	----------------------------------	-----------	-------------------------------	----	----------------------

影響評価協議会	響について専門的な見地から調査審議すること。		優れた識見を有する者		
静岡市大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗の立地に係る周辺地域の生活環境の保持に関する事項について専門的な見地から調査審議すること。	8人以内	大規模小売店舗の立地により生ずる影響に関し優れた識見を有する者	2年	委員の互選により定める者

に、

「

静岡市みどりの基本計画改定専門委員会	静岡市みどり条例（平成27年静岡市条例第14号）第8条第1項の静岡市みどりの基本計画の改定の素案について専門的な見地から調査審議すること。	11人以内	1 学識経験を有する者 2 緑化団体の代表者	委嘱の日から当該調査審議が終了する日まで	委員の互選により定める者
--------------------	---	-------	---------------------------	----------------------	--------------

を

「

静岡市みどりの基本計画改定専門委員会	静岡市みどり条例（平成27年静岡市条例第14号）第8条第1項の静岡市みどりの基本計画の改定の素案について専門的な見地か	11人以内	1 学識経験を有する者 2 緑化団体の代表者	委嘱の日から当該調査審議が終了する日まで	委員の互選により定める者
--------------------	---	-------	---------------------------	----------------------	--------------

	ら調査審議すること。					
静岡市日本平公園基本計画改定専門委員会	静岡市日本平公園基本計画の改定の素案について専門的な見地から調査審議すること。	10人以上	1 学識経験を有する者 2 公園整備に関し優れた識見を有する者 3 関係団体の代表者	委嘱の日から当該調査審議が終了する日まで	委員の互選により定める者	

に、

「

静岡市空家等対策審議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条の規定による措置の方針について調査審議すること。	5人以上	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者	
-------------	---	------	-----------	----	--------------	--

を

「

静岡市空家等対策審議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条及び第22条の規定による措置の方針について調査審議すること。	5人以上	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者	
-------------	---	------	-----------	----	--------------	--

に

改める。



附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後に委嘱される静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会の委員の任期は、令和7年7月13日までとする。

## 静岡市職員定数条例の一部改正について

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 議会の事務部局の職員 21人
- (2) 市長の事務部局の職員 4,113人

第2条第5号を次のように改める。

- (5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,429人

第2条第8号を次のように改める。

- (8) 消防職員 1,045人

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(定数の特例)

- 2 定数調整年度（令和6年度、令和8年度、令和10年度、令和12年度及び令和14年度をいう。以下同じ。）における職員の定数については、第2条各号の規定にかかわらず、当該定数調整年度に静岡市職員の定年等に関する条例（令和4年静岡市条例第33号）第2条の規定により退職することが見込まれている職員の数に2分の1を乗じて得た数の範囲内で、第2条に定める定数を超えることができるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年静岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第9条・第10条」を「第9条—第10条の2」に改め、「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第2条中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第10条第1項中「以下」の次に「この項、第3項及び第4項において」を加え、第2章第2節中同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第10条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項及び第4項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(任期が6月以上の者に限る。)に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、前会計年度の末日まで本市の法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満

のパートタイム会計年度任用職員を除く。)として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期と前会計年度の任期(任期の定めのない職員にあっては、その勤続期間)を通算した期間を前項の任期とみなす。

3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の勤務期間の算定、支給制限及び支給の一時差止めについては、常勤職員の例による。

「第2節 期末手当」を「第2節 期末手当及び勤勉手当」に改める。

第18条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条中「第10条」の次に「及び第10条の2」を加える。

(静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市職員の育児休業等に関する条例(平成15年静岡市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「の基準日」の次に「又は静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第10条の2第1項(同条例第18条において準用する場合を含む。)に規定するそれぞれの基準日」を加える。

第15条第5項の表第11条第2項の項及び第21条第5項の表第11条第2項の項中「第22条の4第1項」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第56号

## 静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金条例 の一部改正について

静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金条例の一部を改正  
する条例

静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金条例（令和2年静岡市  
条例第79号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

介護予防・生活支援型在宅高齢者短期保護事業	1日につき 1,000円	を
高齢者生活支援ショートステイ事業	1日につき 1,000円	

」

高齢者生活支援ショートステイ事業	1日につき 1,000円	に、
------------------	--------------	----

」

介護医療院変更許可申請（構造設備の変更を伴うものに限る。）	1件につき 33,000円	を
指定介護療養型医療施設指定更新申請	1件につき 15,000円	

」

介護医療院変更許可申請（構造設備の変更を伴うものに限る。）	1件につき 33,000円	に、
-------------------------------	---------------	----

」

指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請	1件につき 15,000円	を
------------------------	---------------	---

	(更新の場合は8,000円)
--	----------------

指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請	1件につき 15,000円 (更新の場合は8,000円)	に、
指定介護予防支援事業者指定申請	1件につき 20,000円 (更新の場合は10,000円)	

登録基準該当介護予防サービス事業者登録申請	1件につき 15,000円 (更新の場合は8,000円)	を
-----------------------	---------------------------------	---

登録基準該当介護予防サービス事業者登録申請	1件につき 15,000円 (更新の場合は8,000円)	に
登録基準該当介護予防支援事業者登録申請	1件につき 20,000円 (更新の場合は10,000円)	

改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 放課後児童健全育成事業を午後6時から午後7時までの間に利用しようとする場合の手数料の額は、この表の手数料の額に児童1人1日につき100円を加算する。この場合において、当該加算する額は、児童1人1月につき1,000円を上限とする。
- 2 放課後児童健全育成事業のうち清水区で実施する事業（静岡市立蒲原東小学校、静岡市立由比小学校及び静岡市由比児童館で実施する事業を除く。）を土曜日に利用しようとする場合の手数料の額は、この表の手数料の額に児童1人1月につき2,000円（7月における21日以後の利用のみの場合は800円）を加算する。

別表第4中

特定動物の飼養又は保管の変更許可申請	1件につき 9,100円	を
--------------------	--------------	---

特定動物の飼養又は保管の変更許可申請	1件につき 9,100円	に
動物の火葬	1頭、1匹又は1羽につき 3,400円	

改める。

別表第7中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、

特定の民間再開発事業認定申請	31,000円	を
特定民間再開発事業認定申請	32,000円	

特定民間再開発事業認定申請	32,000円	に
---------------	---------	---

改める。

別表第9中

	浮き屋根式 特定屋外タ ンク貯蔵所 及び浮き蓋 付特定屋外 タンク貯蔵 所	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上 5,000キロリット ル未満のもの	1,180,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上1万 キロリットル未満 のもの	1,410,000円



危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	1,590,000円
危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの	1,950,000円
危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	2,270,000円
危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の もの	4,550,000円
危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の もの	5,820,000円
危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上のもの	7,070,000円

を

」

「

浮き屋根式 特定屋外タ ンク貯蔵所 及び浮き蓋 付特定屋外 タンク貯蔵 所	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ リットル以上 5,000キロリット ル未満のもの	1,450,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が5,000キロ リットル以上1万 キロリットル未満 のもの	1,720,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの	1,920,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの	2,360,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの	2,740,000円
	危険物の貯蔵最大 数量が20万キロリ ットル以上30万キ ロリットル未満の	5,640,000円

に、

		もの	
		危険物の貯蔵最大 数量が30万キロリ ットル以上40万キ ロリットル未満の もの	7,240,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が40万キロリ ットル以上のもの	8,790,000円

「

高圧ガス保安法第 5条第1項第1号 に該当する者であ って移動式製造設 備のみを使用して 高圧ガスの製造を するもの	処理容積が100立方 メートル以上200立 法メートル未満の 設備	7,400円
--	--	--------

を

「

高圧ガス保安法第 5条第1項第1号 に該当する者であ って移動式製造設 備のみを使用して 高圧ガスの製造を するもの	処理容積が100立方 メートル以上200立 方メートル未満の 設備	7,400円
--	--	--------

に、

	処理容積が1,000万 立方メートル以上 の設備	91,000円	を
--	--------------------------------	---------	---

	処理容積が1,000万 立方メートル以上 の設備	91,000円	に、
	当該移動式製造設 備について液化石 油ガスの保安の確 保及び取引の適正 化に関する法律(昭 和42年法律第149 号。以下「液化石油 ガス法」という。) 第37条の4第1項 の許可を受けた者 の許可の申請に対 する審査	6,000円	

高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造 のための施設の完成検査	当該施設に係る事 業所について適用 されるべき高圧ガ ス保安法第5条第 1項の規定に基づ く高圧ガスの製造 の許可申請の項に
---	--

	<p>掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（高压ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第37条の3第1項の完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）</p>
--	---

を

「

<p>高压ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>当該施設に係る事業所について適用されるべき高压ガス保安法第5条第1項の規定に基づく高压ガス</p>
--	--

」

	<p>の製造の許可申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガス法第37条の3第1項の完成検査を受け、液化石油ガス法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）</p>
--	---

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は同年8月1日から、別表第3備考の改正規定は同年10月1日から施行する。

## 静岡市国民健康保険条例の一部改正について

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（被保険者に係る基礎賦課額）

第9条 保険料の賦課額のうち被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合算額とする。

第10条の見出し及び同条第1項並びに第11条（見出しを含む。）中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第12条及び第13条を次のように改める。

第12条及び第13条 削除

第14条を次のように改める。

（基礎賦課限度額）

第14条 第9条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

第14条の2（見出しを含む。）中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の3（見出しを含む。）中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条第1号中「100分の2.30」を「100分の2.57」に改め、同条第2号中「9,800円」を「10,500円」に改め、同条第3号ア中「7,600円」を「7,900円」に改め、同号イ中「3,800円」を「3,950円」に改め、同号ウ中「5,700円」を「5,925円」に改める。

第14条の4を次のように改める。

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第14条の4 第14条の2の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

第14条の5及び第14条の6を削る。

第16条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第22条第1項中「第29条の7の2第1項」を「第29条の7の2第2項」に、「第12条、」を「若しくは」に改め、「若しくは第14条の4において準用する第12条」を削り、「同条第3項各号に定める額」の次に「第23条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第2項第1号（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める額、第23条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める額若しくは同条第2項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める額」を加え、同条第2項中「第12条、」を「若しくは」に改め、「若しくは第14条の4において準用する第12条」を削り、「同条第3項各号に定める額」の次に「第23条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第2項第1号（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める額、第23条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める額若しくは同条第2項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に定める額」を加える。

第23条第1項中「又は第12条」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同条第2項中「又は第12条」及び「又は第14条の4」を削り、「第14条の6」を「第14条の4」に改め、同条第3項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

第23条の3第1項及び同条第2項第1号中「（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同条第3項中「（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）」及び「（第14条の5において読み替えて準用する場合を含む。）」を削る。

第23条の4第1項中「又は第12条」を削り、同項第1号及び第2号中「（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同条第2項中「又は第12条」を削り、同項第1号及び第2号中「（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同条第3項中「22万円」を「24万円」に改め、同項中「（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）」、「又は第14条の5において読み替えて準用する第10条」及び「（第14条の5において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同条第4項中「（第13条において読み替えて準用する場合も含む。）」及び「（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同条第6項第1号中「個人番号」



の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 静岡市介護保険条例の一部改正について

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例

静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「37,900円」を「34,600円」に改め、同項第2号中「49,300円」を「52,100円」に改め、同項第3号中「56,900円」を「52,500円」に改め、同項第4号中「68,300円」を「68,500円」に改め、同項第5号中「75,900円」を「76,200円」に改め、同項第6号中「91,000円」を「91,400円」に改め、同項第7号中「98,600円」を「99,000円」に改め、同項第8号中「113,800円」を「114,300円」に改め、同項第9号中「129,000円」を「129,500円」に改め、同項第10号中「136,600円」を「137,100円」に改め、同項第11号中「151,800円」を「152,400円」に改め、同項第12号中「159,300円」を「160,000円」に改め、同項第13号中「170,700円」を「171,400円」に改め、同項第14号中「178,300円」を「179,000円」に改め、同項第15号中「189,700円」を「190,500円」に改め、同条第2項中「の令和3年度から令和5年度までの」を「についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における」に、「22,700円」を「21,700円」に改め、同条第3項中「の令和3年度から令和5年度までの」を「についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における」に、「37,900円」を「36,900円」に改め、同条第4項中「の令和3年度から令和5年度までの」を「についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における」に、「53,100円」を「52,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市介護保険条例第14条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第60号

## 静岡市犯罪等に強いまちづくり条例の一部改正について

静岡市犯罪等に強いまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市犯罪等に強いまちづくり条例の一部を改正する条例

静岡市犯罪等に強いまちづくり条例（平成22年静岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「紹介」の次に「、見舞金の支給」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第61号

## 静岡市児童福祉法施行条例の一部改正について

静岡市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

静岡市児童福祉法施行条例（平成25年静岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に、「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部改正について

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例（平成15年静岡市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「192円」を「270円」に、「84円」を「120円」に改め、同項第2号ア中「1,100円」を「1,500円」に改め、同号イ中「1,100円」を「1,500円」に、「110円」を「150円」に改め、同項第3号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第13条第2項第1号の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に手数料を納付した容器による一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

## 静岡市都市公園条例の一部改正について

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4公園を占用する場合（2）法第7条第1項各号（同項第6号を除く。）及び法第7条第2項に規定するもの（消費税法施行令第8条に規定する駐車場その他の施設を除く。）の表中「820円」を「840円」に、「740円」を「750円」に、「440円」を「450円」に、「880円」を「890円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市都市公園条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る使用料について適用し、同日の前日までの占用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第64号

## 静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正について

静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例  
静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（平成15年静岡市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第9条中「200メートル」を「300メートル」に改める。

別表ウの項中「1,000平方メートル」を「1,500平方メートル」に改め、同表オの項中「150平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表カの項中「1,000平方メートル」を「1,500平方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



### 静岡市道路占用料条例の一部改正について

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例

静岡市道路占用料条例（平成15年静岡市条例第249号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	840円
	第2種電柱		1,300円
	第3種電柱		1,700円
	第1種電話柱		750円
	第2種電話柱		1,200円
	第3種電話柱		1,600円
	その他の柱類		75円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	7円
	地下に設ける電線その他の線類	1年	4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	730円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	450円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,500円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		630円
	広告塔	表示面積1平方メートル	7,300円

				ルにつき1年	
	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1年	1,500円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	31円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				45円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				67円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				89円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				130円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				180円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				310円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				450円
	外径が1メートル以上のもの				890円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	4円
			その他のもの		15円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	1,200円

	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	750円	
		地下に設けるもの		450円	
	その他のもの			1,500円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,500円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	A に 0.004 を乗じて得た額	A に 0.004 を乗じて得た額	
		階数が 2 のもの			A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの			A に 0.007 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			3,700円	
	地下に設ける通路			2,200円	
その他のもの		1,500円			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	73円	
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	730円	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	730円	
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	7,300円	
	標識		1 本につき 1 年	1,200円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	73円	
		その他のもの	1 本につき 1 月	730円	
	幕（政令第7条第	祭礼、縁日そ	表示面積 1 平方メー	73円	

	4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	他の催しに際し、一時的に設けるもの	トルにつき1日	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	730円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	7,300円
		その他のもの		3,700円
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	1,500円
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	730円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				150円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架道路(当該路面下の地下を除く。)の路面下に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる	建築物			Aに0.015を乗じて得た額

施設	その他のもの	A に 0.011 を 乗じて得た額
政令第 7 条第 10号に掲げる	建築物	A に 0.022 を 乗じて得た額
施設及び自動 車駐車場	その他のもの	A に 0.011 を 乗じて得た額
政令第 7 条第12号に掲げる器具		A に 0.025 を 乗じて得た額
政令第 7 条第 13号に掲げる 施設	トンネルの上又は高速自動車国道 若しくは自動車専用道（高架のもの に限る。）の路面下に設けるもの	A に 0.015 を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0.022 を 乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.031 を 乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占有期間に係る占用料について適用し、施行日の前日までの占有期間に係る占用料については、なお従前の例による。

(占用料の額の特例)

- 3 改正後の条例第 2 条及び別表の規定にかかわらず、施行日の前日までに既に道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けて道路を占有していた者が施行日以後においても引き続き同一の占有物件により当該道路を占有する場合（施行日以後に占有期間の更新を受ける場合を含む。）における当該占有物件に係る各年度の占用料の額は、当該占有物件に係る改正後の条例別表占用料の欄に定める金額（改正後の条例第 2 条第 2 項の規定により算定した占用料の額を含む。）が調整占用料額（次の表の左欄に掲げる年度の区分に

応じ、同表の右欄に定める金額をいう。以下同じ。) を超えるときは、当該調整占用料額により算定した額とする。

令和6年度	改正前の静岡市道路占用料条例別表占用料の欄に定める金額に1.2を乗じて得た金額
令和7年度以降	前年度の調整占用料額に1.2を乗じて得た金額

## 静岡市適応指導教室条例の一部改正について

静岡市適応指導教室条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市適応指導教室条例の一部を改正する条例

静岡市適応指導教室条例（平成18年静岡市条例第84号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市教育支援センター条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 静岡市は、不登校児童等の生活及び学習に係る相談及び指導等の支援を行うことにより、不登校児童等の将来の社会的自立に資するため、教育支援センターを設置する。

第9条を第10条とする。

第8条中「適応指導教室」を「センター」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1号中「適応指導教室」を「センター」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「適応指導教室」を「センター」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「適応指導教室」を「センター」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「適応指導教室」を「センター」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「第1条」を「第2条」に、「施設（以下「適応指導教室」を「教育支援センター（以下「センター」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「自立及び学校生活への自発的な復帰を促す」を「将来の社会的自立に資する」に改め、同号の次に次の1号を加える。

（3）不登校児童等が在籍する学校との連携に関すること。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（名称及び位置）

第2条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市ふれあい教室	静岡市葵区駿府町2番80号
静岡市かがやく教室	静岡市駿河区南八幡町25番21号
静岡市はばたく教室	静岡市清水区港町二丁目1番1号

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第67号

## 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号）の一部を  
次のように改正する。

第20条第3項中「、第15条及び第17条」を「及び第15条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 静岡市下水道条例の一部改正について

静岡市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市下水道条例の一部を改正する条例

静岡市下水道条例（平成15年静岡市条例第301号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「の末日」を「10日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市下水道条例第15条第2項の規定は、検針日が令和6年10月1日以後の使用料の納期限について適用し、検針日が同日前の使用料の納期限については、なお従前の例による。

議案第69号

**静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例の廃止について**

静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する  
条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止  
する条例

静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年  
静岡市条例第27号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第70号

## 静岡市浜石野外センター条例の廃止について

静岡市浜石野外センター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市浜石野外センター条例を廃止する条例

静岡市浜石野外センター条例（平成20年静岡市条例第69号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 静岡市民文化会館及び静岡市民文化会館前駐車場の指定管理者の指定について

静岡市民文化会館及び静岡市民文化会館前駐車場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の名称及び所在地	静岡市民文化会館 静岡市葵区駿府町2番90号 静岡市民文化会館前駐車場 静岡市葵区駿府町2番75号
指定管理者	(所在地) 静岡市葵区御幸町4番地の1 (名称) 静岡市文化振興財団共同事業体 代表団体 公益財団法人静岡市文化振興財団 (代表者名) 理事長 高木 雅宏
指定期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

### 参考資料

静岡市文化振興財団共同事業体の概要

設立 令和2年11月1日

#### <構成員>

1 公益財団法人静岡市文化振興財団 理事長 高木 雅宏

所在地 静岡市葵区御幸町4番地の1

設立 平成6年7月1日

基本財産 2億2,500万円

目 的 演劇、舞踊、美術、音楽、科学、歴史、生涯学習等の文化振興に関する事業  
を行い、市民が各種文化に触れる環境の整備と市民自身による文化創造活動  
を促進し、もって魅力ある静岡文化の創造、継承、発信に寄与することを目  
的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市民文化会館及び静岡市民文化会館前駐車場

静岡科学館

静岡市美術館 他

2 株式会社アス 代表取締役 常葉 英一郎

所 在 地 静岡市葵区田町二丁目 8 9 番地の 4

設 立 平成 2 年 2 月 7 日

資 本 金 1, 0 0 0 万円

業務内容 舞台、テレビ、イベント等の照明効果、音響効果の業務

公共ホールの舞台関連設備の操作及び管理業務 他

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市民文化会館及び静岡市民文化会館前駐車場

藤枝市民会館

浜松市浜北文化センター 他

3 タイムズ 2 4 株式会社 代表取締役 西川 光一

所 在 地 東京都品川区西五反田二丁目 2 0 番 4 号

設 立 平成 2 2 年 1 2 月 2 4 日

資 本 金 1 億円

業務内容 駐車場事業

時間貸駐車場（タイムズパーキング）の運営・管理

駐車場管理の受託 他

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市民文化会館及び静岡市民文化会館前駐車場

港区立品川駅港南口公共駐車場

熱海市駐車場 他

- 4 タイムズサービス株式会社 代表取締役社長 金子 新吾  
所在地 東京都品川区西五反田二丁目20番4号  
設立 平成4年5月22日  
資本金 5,000万円  
業務内容 駐車場総合管理  
無人時間貸駐車場の機器メンテナンス及び巡回、清掃、駐車場コンサルティング、駐車場有人管理、駐車場施工  
事業実績 指定管理事業の実績  
静岡市民文化会館及び静岡市民文化会館前駐車場  
港区立品川駅港南口公共駐車場  
熱海市駐車場 他
- 5 太平ビルサービス株式会社 代表取締役社長 狩野 正夫  
所在地 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号  
設立 昭和37年1月18日  
資本金 2億円  
業務内容 設備管理業務  
警備業務  
環境衛生業務 他  
事業実績 指定管理事業の実績  
静岡市民文化会館及び静岡市民文化会館前駐車場  
藤枝市勤労者福祉センター（サンライフ藤枝）  
熊本城ホール・辛島公園地下駐車場 他
- 6 株式会社NTTファシリティーズ 代表取締役社長 松原 和彦  
所在地 東京都港区芝浦三丁目4番1号  
設立 平成3年10月18日  
資本金 124億円  
業務内容 建築物・工作物全般、電気通信・コンピュータ用電力設備並びに情報システム  
に関わる設計・監理・請負工事、保守・維持管理・修繕等 他

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市民文化会館及び静岡市民文化会館前駐車場

山梨県立県民文化ホール

あきる野市民文化ホール 他



**静岡市生涯学習センター、静岡市南部勤労者福祉センター及び静岡市小鹿老人福祉センターの指定管理者の指定について**

静岡市生涯学習センター、静岡市南部勤労者福祉センター及び静岡市小鹿老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の名称及び所在地	別紙「管理を行わせる施設の名称及び所在地一覧」のとおり
指定管理者	(所在地) 静岡市葵区御幸町4番地の1 (名称) 公益財団法人静岡市文化振興財団 (代表者名) 理事長 高木 雅宏
指 定 期 間	静岡市駿河生涯学習センター、静岡市南部勤労者福祉センター及び静岡市小鹿老人福祉センター 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 静岡市駿河生涯学習センターを除く静岡市生涯学習センター10館 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

参考資料

公益財団法人静岡市文化振興財団の概要

設 立 平成6年7月1日

基本財産 2億2,500万円

目 的 演劇、舞踊、美術、音楽、科学、歴史、生涯学習等の文化振興に関する事業を行い、市民が各種文化に触れる環境の整備と市民自身による文化創造活動を促進し、もって魅力ある静岡文化の創造、継承、発信に寄与することを目的とする。

事業実績

指定管理事業の実績

静岡市葵生涯学習センターなど13施設

静岡市民文化会館及び静岡市民文化会館前駐車場

静岡市歴史博物館 他

管理を行わせる施設の名称及び所在地一覧

名称	所在地
静岡市葵生涯学習センター	静岡市葵区東草深町3番18号
静岡市西部生涯学習センター	静岡市葵区田町三丁目46番地の5
静岡市東部生涯学習センター	静岡市葵区千代田七丁目8番15号
静岡市北部生涯学習センター	静岡市葵区昭府二丁目14番1号
静岡市藁科生涯学習センター	静岡市葵区羽鳥本町5番9号
静岡市西奈生涯学習センター	静岡市葵区瀬名二丁目32番43号
静岡市南部生涯学習センター	静岡市駿河区南八幡町25番21号
静岡市長田生涯学習センター	静岡市駿河区寺田131番地の1
静岡市大里生涯学習センター	静岡市駿河区中野新田57番地の5
静岡市北部生涯学習センター美和分館	静岡市葵区安倍口団地5番1号
静岡市駿河生涯学習センター	静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号
静岡市南部勤労者福祉センター	
静岡市小鹿老人福祉センター	

### 静岡市船越生涯学習交流館の指定管理者の指定について

静岡市船越生涯学習交流館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市船越生涯学習交流館 静岡市清水区船越三丁目12番74号
指 定 管 理 者	(所在地) 静岡市清水区相生町7番26号 (名称) 清水区生涯学習交流館運営協議会 (代表者名) 理事長 田宮 文雄
指 定 期 間	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

#### 参考資料

清水区生涯学習交流館運営協議会の概要

設 立 平成23年1月25日

目 的 生涯学習交流館等の管理運営を行うとともに、地域交流及びまちづくり等の  
支援を行うことにより、豊かな地域社会を実現することを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市辻生涯学習交流館など20施設

## 静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波喬司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センター 静岡市葵区入島246番地
指定管理者	(所在地) 静岡市葵区桂山723番地の6 (名称) 社会福祉法人桂 (代表者名) 理事長 海野 保
指定期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

### 参考資料

#### 社会福祉法人桂の概要

設 立 平成8年12月4日

基本財産 18億7,504万9,351円

目 的 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

#### 事業実績 指定管理事業の実績

静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センター

#### その他事業の実績

特別養護老人ホームカリタス21の管理運営

ケアハウスカリタスみわの管理運営 他

## 静岡市産学交流センター及び静岡市清水産業・情報プラザの指定管理者の指定について

静岡市産学交流センター及び静岡市清水産業・情報プラザの指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波喬司

管理を行わせる施設の名称及び所在地	静岡市産学交流センター 静岡市葵区御幸町3番地の21 静岡市清水産業・情報プラザ 静岡市清水区相生町6番17号
指定管理者	(所在地) 静岡市葵区黒金町20番地の8 (名称) 静岡市産業支援施設管理運営共同事業体 代表団体 静岡商工会議所 (代表者名) 会頭 岸田 裕之
指定期間	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

### 参考資料

静岡市産業支援施設管理運営共同事業体の概要

設 立 平成29年10月24日

<構成員>

1 静岡商工会議所 会頭 岸田 裕之

所 在 地 静岡市葵区黒金町20番地の8

設 立 平成22年4月1日

目 的 地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与することを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡県産学交流センター及び静岡県清水産業・情報プラザ

その他事業の実績

商工会議所としての意見の公表並びに意見の国会、行政庁等への具申及び建議

商工業に関する調査研究 他

## 2 公益財団法人静岡産業振興協会 代表理事 山本 高匡

所 在 地 静岡県駿河区曲金三丁目1番10号

設 立 昭和55年3月11日

基本財産 110億602万3,300円

目 的 地域の中小企業等の製品開発・技術の向上、人材育成、創業の促進及び経営基盤の強化を支援するとともに、人、物、情報等の交流拠点である静岡産業支援センターの管理運営に関する事業を行い、もって地域産業の振興並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡県産学交流センター及び静岡県清水産業・情報プラザ

その他事業の実績

静岡産業支援センターの設置及び管理運営 他

### 港湾会館清水日の出センターの指定管理者の指定について

港湾会館清水日の出センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	港湾会館清水日の出センター 静岡市清水区日の出町9番25号 港湾会館清水日の出センター別館 静岡市清水区港町2丁目10番1号
指定管理者	(所在地) 静岡市清水区興津清見寺町1375番地の16 (名称) 清水港振興グループ 代表企業 清水港振興株式会社 (代表者名) 代表取締役 高橋 明彦
指定期間	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

#### 参考資料

清水港振興グループの概要

設 立 平成18年3月1日

<構成員>

1 清水港振興株式会社 代表取締役 高橋 明彦

所 在 地 静岡市清水区興津清見寺町1375番地の16

設 立 平成8年4月30日

資 本 金 5億円

業 務 内 容 物流施設の建設・管理・運営及び賃貸 他



事業実績 指定管理事業の実績  
港湾会館清水日の出センター（別館を含む）  
静岡県清水港湾交流センター  
その他事業の実績  
興津国際流通センター1号棟2号棟の整備  
日の出パーキングの整備 他

2 株式会社ドリームプラザ 代表取締役 大井 一郎

所在地 静岡市清水区入船町13番15号  
設立 平成24年7月25日  
資本金 1,000万円  
業務内容 ビル、小売店舗、展示場、多目的ホール、駐車場等の商業施設の管理・運営  
小売店舗及び博物館、資料館、美術館等の管理運営業 他  
事業実績 指定管理事業の実績  
港湾会館清水日の出センター（別館を含む）  
その他事業の実績  
エスパルスドリームプラザの管理運営

3 富士山清水港クルーズ株式会社 代表取締役 大井 一郎

所在地 静岡市清水区日の出町10番80号  
設立 令和2年4月13日  
資本金 3,000万円  
業務内容 海運業、飲食業、旅行業、観光地の案内業 他  
事業実績 指定管理事業の実績  
港湾会館清水日の出センター（別館を含む）  
その他事業の実績  
運航船舶の管理運営

### 静岡市あさはた緑地交流広場の指定管理者の指定について

静岡市あさはた緑地交流広場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市あさはた緑地交流広場 静岡市葵区赤松2番地の1
指 定 管 理 者	(所在地) 静岡市葵区北二丁目10番20号 (名称) 一般社団法人グリーンパークあさはた (代表者名) 代表理事 木下 聡
指 定 期 間	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

#### 参考資料

一般社団法人グリーンパークあさはたの概要

設 立 令和2年7月1日

目 的 あさはた緑地の自然と地域環境を活用し、国連が定めるSDGs（持続可能な開発目標）の理念と実践を土台にして、地域の賑わいの創出及び誰もが笑顔になれる空間作りに貢献することを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市あさはた緑地交流広場



議案第79号

### 字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による県営経営体育成樹園地再編整備事業矢部地区についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を別紙のとおり変更する。

令和6年2月21日提出

静岡市長 難波 喬 司

## 別紙

### 1 大字北矢部に編入し小字を廃止する区域

大字南矢部字所川1121の80の一部、1121の81の一部、1121の86から1121の89までの各一部、1121の108の一部、1154の1の一部、1154の6から8までの各一部、1155の1の一部、1155の5の一部、1155の7の一部、1191の1の一部、1191の4の一部、1191の21の一部、1191の22の一部、1218の一部、1220の一部、1222の一部、1226の1、1226の2、1227の1、1227の2の一部、1227の4の一部、1227の5の一部、1227の6、1227の7から1227の11の各一部、1227の15の一部、1227の16の一部、1227の20の一部、1247の一部、1248の1、1248の2の一部、1251から1256まで、1260、1261、1262の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部、字後山1288の26から1288の30までの各一部、1288の31から1288の33、1288の37、1288の38、1288の40、1289の2、1292、1293の1、1293の2、1294の1の一部、1294の2、1294の4、1295、1334の4の一部、1334の地先の道路である公有地の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部並びに一部、大字馬走字別去東1323、1324の1から1324の3まで、1324の4の1、1324の4の2、1324の5、1324の8から10まで、字焼山1339の1から1339の8まで、1340の1、1340の5、1340の6、1340の8、1340の9及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部、大字村松字滝川4431の一部、4483の一部、4484の一部、4489及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

### 2 大字南矢部に編入し小字を廃止する区域

大字北矢部字後山1334の4から1334の6までの各一部、字唐沢2045の8の一部、2045の14の一部、2052の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部、大字村松字梶ヶ谷3322の4、3323の2、3324の3、字滝川3492の4、4301の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部

### 3 大字村松に編入し小字を廃止する区域

大字南矢部字所川1121の46の一部、1121の55の一部、1121の56の一部、1121の66から1121の68までの各一部、1121の69から1121の71まで、

1121の76から1121の78まで、1121の80の一部、1121の82の一部、1121の120、1121の133及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部、大字北矢部字唐沢2016の一部、2017の一部、2034の3から2034の6の各一部、2034の7、2034の11の一部、2034の12の一部、2034の17、2037、2038の一部、2039の1の一部、2039の2の一部、2039の13の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

#### 4 小字を廃止する区域

大字北矢部字後山1332の2、1334の1、1334の2、1334の4から1334の6までの各一部、1335の1から1335の5まで、1336の2、1336の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の全部、字猪房1377、1378、1380の1、1380の2、1381、1382の1、1382の3、1383の1、1383の2の1、1383の2の2、1383の3から1383の5まで、1384から1388まで、1389の1から1389の4まで、1428の6、1429の4、1430の3、1431の3から1431の7まで、1433の15、1433の16、1433の18、1444の18、1444の19、1444の21、1444の22、1454の3、1459の2、1465から1467まで及びこれらの区域に隣接介在する道路の公有地の全部、字池川1468の1、1468の2、1469の1、1469の2、1470、1471、1472の1、1472の2、1473の1から1473の3まで、1475の1から1475の9まで、1476、1477、1478の2、1478の5から1478の8まで、1479の1、1479の2、1480の1、1480の2、1481、1482の1から1482の3まで、1483、1484、1485の1、1485の2、1487の2、1493の2、1494の1、1494の2、1495の1から1495の5まで、1496、1497の1、1497の2、1498から1504まで、1505の1、1505の2、1506の2、1507の1から1507の3まで、1508の1から1508の3まで、1509の1から1509の3まで、1510の1から1510の3まで、1511の1から1511の3まで、1512の1から1512の3まで、1513の1から1513の4まで、1514の1、1514の2、1515、1516の1から1516の3まで、1517の1から1517の5まで、1518、1519、1520の1、1520の2、1520の4、1520の5、1521の1から1521の4まで、1522の1か

ら1522の3まで、1523の1から1523の4まで、1524の1、1524の2、  
1526及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の全部、字大沢152  
7、1528の1、1528の2、1529の1から1529の3まで、1530の1から  
1530の7まで、1531、1532の1から1532の8まで、1533の2、153  
4の2、1535の1、1535の2、1536の1、1536の2、1537の1から1  
537の3まで、1538の1、1538の2、1539、 $\left. \begin{array}{l} 1540 \\ 1543 \end{array} \right\}$ 、 $\left. \begin{array}{l} 1541 \\ 1542 \end{array} \right\}$ 、15  
44、1545の1、1545の3から1545の7まで、1546、1547、1548  
の1から1548の3まで、1549の1から1549の4まで、1550の1から155  
0の3まで、1551の1から1551の3まで、1551の5から1551の7まで、1  
552の1から1552の5まで、1553の1から1553の6まで、1553の8から  
1553の18まで、1553の20、1553の22から1553の25まで、1553  
の27から1553の38まで、1554から1560まで、1561の1から1561の  
3まで、1562、1563の1から1563の4まで、1564の1から1564の3ま  
で、1565の1から1565の3まで、1566の1から1566の3まで、1567の  
1から1567の3まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の全部、  
字大子母沢1568の1から1568の6まで、1569の1から1569の15まで、1  
570、1571の1から1571の3まで、1572の1、1573の1から1573の  
4まで、1574の1、1574の2、1575の1、1575の2、1576の1から1  
576の4まで、1577の1から1577の3まで、1578の1、1579、1580  
の1から1580の3まで、1581の1、1581の2、1582、1583、1584  
の1から1584の3まで、1585の1、1585の2、1586の2から1586の7  
まで、1587の1、1588の1から1588の3まで、1589の1から1589の3  
まで、1590の1、1590の2の1、1590の2の2、1590の3、1591の1、  
1591の2、1592の1、1592の2、1593の1から1593の3まで、159  
4の1、1594の2、1595の1から1595の3まで、1596、1597の1、1  
597の3から1597の5まで、1598の1、1598の2、1599、1600の1  
から1600の6まで、1601、1602の1、1602の2、1603の1、1603  
の2、1604、1605、1606の1、1606の2、1607の1、1607の2、  
1608の1、1608の3、1609の1、1609の4、1609の5、1611、1  
612、1613の1から1613の3まで、1614から1621まで及びこれらの区域

に隣接介在する道路、水路等である公有地の全部、字小子母沢1622、1623の1、1623の2、1624、1625の1から1625の3まで、1626から1628まで、1631、1632の1、1632の2、1633の1から1633の8まで、1634の1、1634の2、1635、1636、1637の1、1637の2、1638、1639の1から1639の4まで、1640及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の全部、字小桜ヶ谷1641の1、1641の2の1、1641の2の2、1641の3から1641の5まで、1642の1から1642の4まで、1643の1から1643の9まで、1644の1から1644の3まで、1645の1の1、1645の1の2、1645の2の1、1645の2の2、1646の1から1646の3まで、1647の1から1647の3まで、1648、1649の1から1649の13まで、1650の1、1650の2、1651、1652の1から1652の20まで、1652の22から1652の33まで、1653の1、1653の2、1654の1、1654の2、1655の1から1655の3まで、1656、1658、1659の2、1659の3、1660、1661、1662の1から1662の4まで、1663、1664の1の1、1664の1の2、1664の1の7、1664の2の1、1664の2の2、1664の2の4、1664の3から1664の6まで、1665の1から1665の6まで、1666の1、1666の2、1667、1668の1、1668の3から1668の10まで、1670、1670の2、1671の1、1671の3、1671の4、1671の6、1671の7、1672から1676まで、1677の1、1677の2、1677の2の1、1677の2の2、1677の3から1677の5まで、1678から1683まで、1684の1から1684の3まで、1686の1、1687の1から1687の3まで及びこれらの区域

に隣接介在する道路等である公有地の全部、字大桜ヶ谷1688の2、 $\left. \begin{array}{l} 1688の3 \\ 1689 \\ 1691 \end{array} \right\}$ 、1

688の6から1688の13まで、1690、1692の3から1692の6まで、1692の8から1692の11まで、1693、1694、1695の1、1695の2、1696から1699まで、1700の1から1700の8まで、1701の1、1701の2、1702、1704の1、1704の4から1704の6まで、1705の1、1705の2、1706の1、1706の2、1707の1から1707の3まで、1708の1、1708の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、字大鶴ヶ谷1709の1から1709の4まで、1710、1710の2、1711の1、1711の2、1712から1714まで、1715の1の1、1715の1の3から1715の1の



5まで、1715の2、1715の3、1716、1717、1718の1から1718の4まで、1719の1から1719の4まで、1720の1、1721の1、1721の7、1721の8、1722の1の3から1722の1の5まで、1722の2から1722の5まで、1723、1724の1から1724の3まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部、字道間垣1725の1、1725の2、1726の1から1726の5まで、1727の1の1、1727の1の2、1727の2から1727の4まで、1728の1、1728の2、1729の1から1729の3まで、1730の1、1730の2、1731の1、1731の2、1732の2、1732の4、1732の5、1733の1、1733の2、1734、1735の1の2、1735の4、1735の6、1736、1737の7、1737の8、1741の2、1742の2の3、1742の4、1742の7、1743から1746まで、1747の1、1747の2、1748の1、1748の2、1749の1から1749の3まで、1749の3の2、1749の4から1749の9まで、1749の11、1749の12、1750の1、1750の2、1751の1、1751の2、1752、1753の1から1753の3まで、1754の1から1754の6まで、1755の3、1756の2、1757及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の全部、字細谷1893の2、1905の2、1906、1907、1912、1913の2から1913の6まで、1915の1、1915の2、1916の1、1916の2、1917の1、1917の2、1918から1920まで、1921の1、1921の2、1922、1923、1923の2、1924の1、1924の2、1925、1926、1927の3、1928の2、1929の2、1951の1から1951の3まで、1951の22、1951の25及びこれらに隣接介在する道路である公有地の全部、字長谷1987の1、1987の4、1989の1、字唐沢1994の2、2005の1、2005の2、2006の1から2006の5まで、2007、2010から2015まで、2016の一部、2017の一部、2018、2019の1、2019の2、2020から2028まで、2029の1から2029の3まで、2030、2031の1から2031の4まで、2032の1から2032の5まで、2033の1から2033の5まで、2034の1、2034の3から2034の6までの各一部、2034の11の一部、2034の12の一部、2034の13から2034の16まで、2035、2036、2038の一部、2039の1の一部、2039の2の一部、2039の3から2039の12まで、2039の13の一部、2039の14から2039の18まで、2040の1から2040の13まで、2041、2042の1から2042の4まで、2043

の1から2043の5まで、2044、2045の1から2045の7まで、2045の8の一部、2045の9から2045の13まで、2045の14の一部、2045の15から2045の17まで、2046の1、2046の2、2047、2048の1、2049の2 }、2048の3から2048の9まで、2050の1から2050の5まで、2051、2052の1の一部、2052の2から2052の4まで、2052の6から2052の8まで、2052の10から2052の12まで、2053の1、2053の2、2054の1から2054の4まで、2055、2056の1、2056の2、2057、2058の1から2058の5まで、2059、2060、2061の1、2061の2、2062の1から2062の4まで、2063、2064の1から2064の3まで及びこれらの区域に隣接介在する道路等である公有地の全部、大字南矢部字宮川997の2、999の2、999の3、1000の2、1001、1002、1003の2、1004の2、1028の2、1029の2、1030の2、1059、1060の2、1061の2、1062の2、1062の3、1063の3、1063の4、1064の2、1081の2、1082、1083、1084の10、1084の11、1084の32から1084の34まで、1084の44から1084の46まで、1084の48、1084の50から1084の55まで、1084の57から1084から76まで、1093の2、1096の2、1097の2及びこれらの区域に隣接介在する道路等である公有地の全部、字向山1101の5、1101の12、1101の19、1101の21から1101の25まで、1102の9、1102の17から1102の19まで、1102の31から1102の35まで、字所川1119の3、1120、1121の1、1121の4から1121の19まで、1121の22から1121の45まで、1121の46の一部、1121の47から1121の54まで、1121の55の一部、1121の56の一部、1121の66から1121の68までの各一部、1121の80から1121の82までの各一部、1121の83から1121の85まで、1121の86から1121の89までの各一部1121の90から1121の99まで、1121の100から1121の107まで、1121の108の一部、1121の109から1121の118まで、1121の121から1121の130まで、1121の132、1121の134から1121の145まで、1129の2、1130の2、1131の2、1147、1148、1154の1の一部、1154の5、1154の6から1154の8までの各一部、1154の9、1154の10、1155の1の一部、

1155の2、1155の5の一部、1155の6、1155の7の一部、1155の8から1155の11まで、1160の2、1163、1164の1、1164の2、1165の1、1165の2、1166の1、1166の2、1167の1から1167の15まで、1168、1169の1から1169の4まで、1170の1、1170の2、1171の1、1171の2、1172の1から1172の3まで、1173から1178まで、1179の1から1179の3まで、1180の1から1180の3まで、1181の1から1181の3まで、1182、1183、1184の1、1184の2、1185の1、1185の2、1186の1、1186の3から1186の5まで、1189の1、1189の2、1190、1191の1の一部、1191の3、1191の4の一部、1191の5から1191の20まで、1191の21の一部、1191の22の一部、1191の23、1191の24、1191の26、1191の27、1195、1196の1から1196の3まで、1197、1197の2、1198の1、1198の2、1199の1、1199の2、1200の1、1200の2、1201から1205まで、1206の1、1206の2、1207の1、1207の2、1208、1209、1210の1、1210の2、1211、1212、1213の1、1213の2、1215から1217まで、1218の一部、1219、1220の一部、1221、1222の一部、1227の2の一部、1227の3、1227の4の一部、1227の5の一部、1227の7から1227の11までの各一部、1227の15の一部、1227の16の一部、1227の17から1227の19まで、1227の20の一部、1231の1、1231の2、1232から1234まで、1235の1、1235の2、1236、1237、1238の3、1238の4、1239、1240、1241の2、1242の1、1242の2、1243の1、1243の2、1244、1245、1246の1から1246の3まで、1247の一部、1248の2の一部、1264の2、1269の2、1270の1、1270の2、1270の6及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の全部、宇屋敷添1278の2、1279の6、1279の8、1279の9、1279の11、1281の3、1281の4、1282の25、字後山1283の2、1287の2、1288の14、1288の18、1288の19、1288の21から1288の25まで、1288の26から1288の30までの各一部、1288の39、1288の41から1288の46まで、1294の1の一部、1294の5、1298の2及びこれらの区域に隣接介在する道路等である公有地の全部、大字村松字滝川4301の2の一部、4316から4320まで、4376の2、4377から4382まで、4431の一部、4432の2、4433から44

35まで、4483の一部、4484の一部、4485から4488まで及びこれらの区域に隣接介在する道路等である公有地の全部

上記地番は、令和5年6月26日現在の登記簿による。

## その他の議案の説明

## その他の議案の説明

### 議案第51号 静岡市農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について

地方公営企業法の規定に基づき、農業集落排水事業の設置等について必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

### 議案第52号 静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、個人番号が利用できる事務について、所要の改正をしようとするものである。

### 議案第53号 静岡市附属機関設置条例の一部改正について

附属機関の設置、廃止、所掌事務及び委員の定数の変更について、所要の改正をしようとするものである。

### 議案第54号 静岡市職員定数条例の一部改正について

市長の事務部局等における職員定数を改めるとともに、地方公務員の定年引上げに伴う職員定数の特例を定めるため、所要の改正をしようとするものである。

### 議案第55号 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給等について、必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものである。

### 議案第56号 静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金条例の一部改正について

基金の設置期間を延長するため、所要の改正をしようとするものである。

### 議案第57号 静岡市手数料条例の一部改正について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、各手数料について、所要の改正をしようとするものである。

#### **議案第58号 静岡市国民健康保険条例の一部改正について**

静岡市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、保険料率を見直すとともに、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、賦課限度額の引き上げ等について必要な事項を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

#### **議案第59号 静岡市介護保険条例の一部改正について**

介護保険法施行令の一部改正及び第9期介護保険事業計画に基づき、保険料を見直すため、所要の改正をしようとするものである。

#### **議案第60号 静岡市犯罪等に強いまちづくり条例の一部改正について**

犯罪被害者等に対する見舞金支給制度を創設するため、所要の改正をしようとするものである。

#### **議案第61号 静岡市児童福祉法施行条例の一部改正について**

児童福祉法の改正に伴い、事業者の指定要件から医療型児童発達支援に関する規定を削除するため、所要の改正をしようとするものである。

#### **議案第62号 静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例の一部改正について**

処理原価と近隣市の料金水準を踏まえ、事業活動に伴う一般廃棄物の処理手数料を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

#### **議案第63号 静岡市都市公園条例の一部改正について**

道路法施行令の一部改正に伴い、公園を占用する場合の使用料を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

#### **議案第64号 静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正について**

社会情勢の変化等に伴う市内の駐車需要の現状を踏まえ、特定用途に係る駐車場の設置義務の要件を緩和するため、所要の改正をしようとするものである。

#### **議案第65号 静岡市道路占用料条例の一部改正について**

道路法施行令の一部改正に伴い、固定資産税評価額に基づく地価に即した額に改めるとともに、自動運行補助施設の占用料を追加するため、所要の改正をしようとするものである。

#### **議案第66号 静岡市適応指導教室条例の一部改正について**

条例及び施設の名称並びに設置目的を変更するため、所要の改正をしようとするものである。

#### **議案第67号 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について**

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給等について、必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものである。

#### **議案第68号 静岡市下水道条例の一部改正について**

本市における下水道使用料について、納期限を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

#### **議案第69号 静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止について**

健康保険法等の一部改正に伴う経過措置として、なおその効力を有するとされた介護療養型医療施設の規定が失効するため、本条例を廃止しようとするものである。

#### **議案第70号 静岡市浜石野外センター条例の廃止について**

施設の廃止に伴い、本条例を廃止しようとするものである。

#### **自 議案第71号 静岡市民文化会館及び静岡市民文化会館前駐車場の指定管理者の指定について**

#### **至 議案第77号 静岡市あさはた緑地交流広場の指定管理者の指定について**

いずれも、施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### **議案第78号 包括外部監査契約の締結について**

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### **議案第79号 字の区域の変更について**

県営経営体育成樹園地再編整備事業矢部地区の換地処分に伴い、字の区域を変更しようとするものである。